# さいたま市告示第520号

さいたま市の発注する「宮原町1丁目緑地整備工事」ほか7件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和元年8月5日

さいたま市長 清 水 勇 人

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建

設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

- コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
  - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
  - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
  - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
  - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
  - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の108分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の108分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、 監理技術者講習修了証の写し
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)
  - オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写

L

- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用 保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
  - イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
  - ウ 委任状(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
  - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
  - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
  - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
  - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
  - (1) 調査基準価格を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の108分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく低入札価格調査を行う。
  - (2) 失格基準を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書

- の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者((2)に規定する失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
  - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱様式第 1号)
  - イ 当該価格で入札した理由(同要綱様式第2号)
  - ウ 直接工事費に係る内訳書(同要綱様式第3号)
  - エ 共通仮設費に係る内訳書(同要綱様式第4号)
  - 才 下請予定業者等一覧表 (同要綱様式第5号)
  - カ 配置予定技術者名簿(同要綱様式第6号)
  - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (同要綱様式第7号)
  - ク 手持ち工事の状況 (対象工事関連) (同要綱様式第8号)
  - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(同要綱様式第9号)
  - コ 手持ち資材の状況(同要綱様式第10号)
  - サ 資材購入予定先一覧(同要綱様式第11号)
  - シ 手持ち機械の状況(同要綱様式第12号)
  - ス 機械リース元一覧(同要綱様式第13号)
  - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(同要綱様式第14号)
  - ソ 誓約書(同要綱様式第15号)
  - タ 社会保険等への加入状況届 (同要綱様式第16号)
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。
- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf 」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

### 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届 出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出 すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号

- )を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱、さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。
- (10) 平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に契約を締結し、同年10月1日以降 に引き渡しを行う建設工事については、同告示中「108分の100」とあるのを「110分の 100」と読み替える。

却幼	敕珊釆旦	21-2162-2							
契約整理番号 入札方法		31-3163-2							
参加形態		一般競争入札(電子)							
- 本本 工事名		単体企業 空原取1.工具乳地軟件工事							
	•	宮原町1丁目緑地整備工事							
	場所	さいたま市北区宮原町1丁目地内							
	期間	契約確定の日から令和2年1月17日まで							
概要		基盤整備工一式 植栽工一式 施設整備工一式							
	価格 (税込)	事後公表							
	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和元年8月20日(火)午前9時から							
- 11		令和元年8月22日(木)午後5時まで							
入札	書提出期間	令和元年8月23日(金)午前9時から							
	18 -25 - 10 - 11	令和元年8月26日(月)午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							
	to tree you had all over hate	令和元年8月27日(火)午後3時40分							
参	名簿登載業種等	造園工事業 B級							
加資		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(							
格格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ							
114	<b>宝</b> 大 II E A	ること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							
	++ -T d= d= kk	件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完」							
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って							
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす							
	2に掲げるもの以	る。   _							
	外に提出を要する								
	書類								
	閲覧等の方法及び	電子配布							
設計	関見等の力伝及の   開始期日	令和元年8月5日(月)から							
図	質問受付期間	令和元年8月 5日(月)午前9時から							
書	貝미又自勿问	令和元年8月19日(月)午後5時まで							
等	質問回答期日	令和元年8月22日(木)							
42. 訂	頁向固合朔口  金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有							
	並及い又知力位								
その	4h								
	lie.	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ							
		る。   ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当							
		・ 本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のすら、兼務を認める対象工事に該当 する。							
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。							
工事担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号							
→ → 1 ··· → W/V		さいたま市都市局都市計画部みどり推進課							
		電話 048-829-1414							
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号							
7 . 71. 3		さいたま市財政局契約管理部契約課							
		電話 048-829-1180							
		Tenn 1 1 2 0 1 1 1 0 0							

契約整理番号		31-4356-77					
	方法 方法	一般競争入札(電子)					
	形態	単体企業					
工事名		暮らしの道路整備工事(市道4275号線外2路線)					
工事	場所	さいたま市岩槻区大字南下新井地内					
	期間	契約確定の日から令和2年3月13日まで					
概要		延長 176m 幅員 4.0~6.0m 舗装工 下層路盤 547 ㎡ 上層路盤 547 ㎡ 表層					
		555 ㎡ 排水構造物工 長尺 U 字側溝 335m 集水桝 10 基 ボックス暗渠 19m 付帯工一式					
予定	価格(税込)	事後公表					
	制限価格	設定する					
	申請受付期間	令和元年8月20日 (火) 午前9時から					
	1 813 20 14 773 114	令和元年8月22日(木)午後5時まで					
入札	書提出期間	令和元年8月23日(金)午前9時から					
, ,,,	, in the 1977 in 4	令和元年8月26日(月)午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室					
		令和元年8月27日(火)午後3時50分					
参	名簿登載業種等	土木工事業 B級					
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(					
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ					
格		ること。					
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻					
		区)に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要					
		件を満たすこと。					
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完					
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って					
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす					
		る。					
	2に掲げるもの以						
	外に提出を要する						
	書類						
設	閲覧等の方法及び	電子配布					
計	開始期日	令和元年8月5日(月)から					
図書	質問受付期間	令和元年8月 5日 (月) 午前9時から					
等	66 00 10 10 10 10	令和元年8月19日(月)午後5時まで					
/ = ===	質問回答期日	令和元年8月22日 (木)					
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有					
7	hi.	証金 証金					
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ					
		る。					
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当					
		する。 ・本工事は、消費税率10%として取り扱う。					
丁重	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1					
上尹	7.4.3 味	さいたま川人呂区音敷町1丁日124番地1   さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課					
		電話 048-646-3206					
却幼	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号					
大小	15 3 环	さいたま巾佣和区吊盤も「日4番4号   さいたま市財政局契約管理部契約課					
		電話 048-829-1180					
		地川  しょり しとり 1100					

却幼	整理番号	21-4269-14							
	<u> </u>	31-4368-14							
	<u> 万伝                                   </u>	一般競争入札(電子)							
	· · · -	単体企業 ************************************							
工事		準用河川滝沼川改修工事(北河R1)							
	場所	さいたま市西区大字高木地内外							
	期間	契約確定の日から令和2年1月31日まで							
概要		延長 19.7m 作業土工一式 護岸撤去工一式 護岸復旧工一式 仮設工一式 舗装工一式 付帯工一式							
予定	価格 (税込)	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和元年8月20日(火)午前9時から 令和元年8月22日(木)午後5時まで							
入札	書提出期間	令和元年8月23日(金)午前9時から 令和元年8月26日(月)午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和元年8月27日(火)午後4時00分							
	名簿登載業種等	市和元年8月27日 (八) 干後4時00万   土木工事業 B級							
参加資格	<b>石 </b>	本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻							
	// L-L L //	区)に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							
		件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完							
	旭工人順寸	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って							
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす							
		5.							
	2に掲げるもの以	_							
	外に提出を要する								
	書類								
	<sub>青短</sub>   閲覧等の方法及び	雪 7 町 左							
設		電子配布							
計	開始期日	令和元年8月5日(月)から							
図書	質問受付期間	令和元年8月 5日(月)午前9時から							
等		令和元年8月19日(月)午後5時まで							
	質問回答期日	令和元年8月22日(木)							
保証	金及び支払方法	○ 八 札 保   免除     ○ 契 約 保   要     ○ 前金払   有     ○ 部分払   有							
		証金 証金 証金							
その	他	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当							
		する。							
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1							
		さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課							
		電話 048-646-3231							
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号							
	1	さいたま市財政局契約管理部契約課							
		電話 048-829-1180							

初始	<b>敷珊釆旦</b>	31-4368-15					
契約整理番号 入札方法							
		一般競争入札(電子)					
参加形態		単体企業 ************************************					
工事		準用河川新川飯田橋取付道路整備工事(北河R1)					
工事		さいたま市西区大字飯田地内					
履行		契約確定の日から令和2年1月17日まで					
概要		延長 138m 舗装工 表層 591 ㎡ 上層路盤 453.3 ㎡ 下層路盤 453.3 ㎡ 排水 路構造物工 長尺U型側溝 18m 防護柵設置工 42m 転落防止柵工 117m					
予定	価格 (税込)	事後公表					
最低	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和元年8月20日(火)午前9時から 令和元年8月22日(木)午後5時まで					
入札	書提出期間	令和元年8月23日(金)午前9時から					
HH T1		令和元年8月26日(月)午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室					
1	- ++ → 10 110 ~ + ++	令和元年8月27日(火)午後4時10分					
参	名簿登載業種等	上木工事業 C級					
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(					
資 格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ					
1111		ること。					
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻					
		区)に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要					
		件を満たすこと。					
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。					
		(1) 本公告日において、平成21年度以降、国、地方公共団体等が発注した、					
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ					
		た実績があること。					
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「					
		工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点					
		を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知					
		日を基準とする。					
	2に掲げるもの以	-					
	外に提出を要する						
	書類						
設	閲覧等の方法及び	電子配布					
計	開始期日	令和元年8月5日(月)から					
図	質問受付期間	令和元年8月 5日(月)午前9時から					
書	20142214777114	令和元年8月19日(月)午後5時まで					
等	質問回答期日	令和元年8月22日(木)					
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有					
水血並及び又四万石							
その他		- ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当					
- C 07  E		- 本工事は、先物代理人の市社義務の機相のプラ、根例を前のの対象工事に成当 する。					
		する。  ・本工事は、消費税率10%として取り扱う。					
工事担当課							
上爭	担目課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1					
		さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課					
+r //	I et a la sim	電話 048-646-3231					
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号					
		さいたま市財政局契約管理部契約課					
		電話 048-829-1180					

±π <i>ψ</i> /-	<b>数</b> 毋 巫 日	0.1.4	2011						
契約整理番号 入札方法		31-4384-15							
		一般競争入札(電子)							
参加形態		単体企業   芝川第5処理分区下水道工事(北再−30−452)							
工事	•					$0 - 4 \ 5 \ 2$	2)		
	場所		市北区吉野						
履行	期間	契約確定	の日から令	和2年3	月16日ま	で			
概要		延長 299.	9m 管き』	と 更生工 (	既設管径 1	$350 \sim 1500$	mm) 299.9	m 耐震継	手工(既
		設管径 13	$850 \sim 1500$ m	m) 6 箇所					
予定	価格 (税込)	125,455,000円							
最低	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和元年	8月27日	(火) 午前	前9時から				
		令和元年	8月29日	(木) 午往	後5時まで				
入札	書提出期間		8月30日						
			9月 2日						
開札	の場所及び日時		市浦和区常				方役所 入	札室	
1713 1 2	100 mm () (100 mm )		9月3日(				1. 12/21 / 1	1033	
4	名簿登載業種等	十木工事		() ()   []	1.11000				
参加	日刊业界水压,		<del>なしい。</del> において、	平成31	<ul><li>32年度</li></ul>	のさいた。	まお競争ス	札 参加 資 枚	老名簿 (
資			格者名簿」						
格		ること。			(C, Th		主人〇寸版	て五鉄です	770-6 (0)
			市内に、本	・	ていること				
	771112607						主業品の託	左掛が上記	ルマテオ画
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							
	+	件を満たすこと。 次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。							
	施工実績等	-							
			公告目におい マポキルキグ						
		-	記成させた第				博	ノ ( の	り場合
			出資比率が				하다 ++- 상당 +666 +4	#の社体療	<del></del>
			公告目におい						
			た形成工法、	、反転上法	、輔官工法	E 乂 は 製 管	上法の協会	会等に加入	している
		こと。		L		\ <del>4</del> 5 = 0124	o & D ) = 1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·
			5発注の土を						
		事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を 下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日							
				こと。なお	、期間の事	早定に当た	っては、当	自該連知書(	り 連知日
			甚とする。		•	- 11: 4			
	2に掲げるもの以		等に規定す				等に加入し	しているこ	とを証明
	外に提出を要する	する書類	の写し、及	び建設技行	<b>青審査証明</b>	書の写し			
	書類								
設	閲覧等の方法及び	電子配布							
計	開始期日		8月5日(						
当	質問受付期間		8月 5日						
図書等			8月26日		<b>後5時まで</b>				
,1	質問回答期日	令和元年	8月29日	(木)					
保証	金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
		証金		証金				<u> </u>	
その	——— <u>———</u>	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ							
		3.							
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。							
工事担当課		さいたま	市大宮区吉	敷町1丁	目124番	地 1			
		さいたま	市建設局北	部建設事	务所下水道	再整備課			
			48 - 64						
契約	担当課		<u></u> 市浦和区常						
2 5/1/3			市財政局契		_ •				
l		電話 048-829-1180							

却紛	整理番号	31-2382-11						
入札方法								
	  形態	一般競争入札(電子)						
工事		単体企業						
	· · 場所	浦和別所児童センター中規模修繕工事 さいたま市南区別所2丁目15番6号						
	期間	契約確定の日から令和2年3月12日まで はまななて東 かまななて東 かまななて東 かまなな						
概要		防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 外電灯設備工事一式 動力設備工事一式 拡声設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 監視カメラ設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 ガス設備工事一式						
予定	価格 (税込)	91,663,000円						
	:制限価格	設定する						
_	申請受付期間	令和元年8月27日 (火) 午前9時から						
		令和元年8月29日(木)午後5時まで						
入札	書提出期間	令和元年8月30日(金)午前9時から						
		令和元年9月 2日(月)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
		令和元年9月3日(火)午後1時50分						
参	名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で平成29年度						
加		又は平成30年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平						
資		成29年1月1日から平成30年12月31日までの間に工事完成検査を受けた						
格		当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」						
		の1件以上の平均点が76点以上であること。						
		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(						
		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ						
		ること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完						
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って						
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす						
		る。						
	2に掲げるもの以							
	外に提出を要する							
	書類	== → == 1.						
設	閲覧等の方法及び	電子配布						
計図	開始期日	令和元年8月5日(月)から						
書	質問受付期間	令和元年8月 5日(月)午前9時から						
書等	所用口 <i>松</i> # 口	令和元年8月26日(月)午後5時まで						
/□ ==	質問回答期日	令和元年8月29日(木)						
休祉	金及び支払方法	入札 保   免除   契約 保   要   前金払   有   部分払   有   まな   まな   まな   まな   まな   おも   まな   まな   まな   まな   まな   まな   まな   ま						
その	. Ash	証金						
	"他 :担当課	本工事は、消費税率10%として取り扱う。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
	1二 二 床	さいたま巾佃和区市盛り「日4番4万  さいたま市建設局建築部保全管理課						
		電話 048-829-1510						
却处	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
<del></del>	15二 味	さいたま巾佣和区市盛り」日4番4万   さいたま市財政局契約管理部契約課						
		電話 048-829-1180						

却幼	敕珊釆早	31-2382-12						
契約整理番号 入札方法								
	<u>ガ伝</u> 形態	一般競争入札(電子)						
工事		単体企業 植水児童センター中規模修繕工事						
	<del>20</del>	他が発展とフター中税候が搭工争 さいたま市西区大字中野林174番地1						
	期間	契約確定の日から令和2年3月12日まで						
概要		屋上防水工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装仕上改修工事 便所改修工事 外構改修工事 外 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 拡声設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式						
予定	価格 (税込)	83,941,000円						
最低	制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和元年8月27日(火)午前9時から						
		令和元年8月29日(木)午後5時まで						
入札	書提出期間	令和元年8月30日(金)午前9時から						
		令和元年9月 2日(月)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
		令和元年9月3日(火)午後2時10分						
参	名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で平成29年度						
加		又は平成30年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平						
資		成29年1月1日から平成30年12月31日までの間に工事完成検査を受けた						
格		当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」						
		の1件以上の平均点が76点以上であること。						
		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(						
		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ						
		ること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完						
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って						
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす						
		る。						
	2に掲げるもの以	_						
	外に提出を要する							
	書類							
設	閲覧等の方法及び	電子配布						
計	開始期日	令和元年8月5日(月)から						
図	質問受付期間	令和元年8月 5日(月)午前9時から						
書等		令和元年8月26日(月)午後5時まで						
.,	質問回答期日	令和元年8月29日(木)						
保証	金及び支払方法	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						
		証金 証金						
その	<u>'-</u>	本工事は、消費税率10%として取り扱う。						
工事	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
		さいたま市建設局建築部保全管理課						
<u> </u>		電話 048-829-1510						
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
		さいたま市財政局契約管理部契約課						
		電話 048-829-1180						

恝約	整理番号	31-3162-14						
	<u> </u>	一般競争入札(電子)						
参加形態		単体企業						
工事		(仮称)大宮駅西口第四地区公園整備工事						
	· ·場所	さいたま市大宮区桜木町1丁目地内						
	期間	契約確定の日から令和2年3月13日まで						
概要		整備面積 2268 ㎡ 施設撤去工一式 公園土工一式 植栽基盤工一式 植栽工一						
<b>似女</b>		宝備面積 2206 m 施設徹云工一式 公園工工一式 植秋屋盛工一式 植秋玉二式 給水設備工一式 雨水排水設備工一式 汚水排水設備工一式 照明灯 5 基 薄層カラー舗装 509 ㎡ 土舗装 1030 ㎡ 園路縁石工一式 遊戯施設整備工一式 サービス施設整備工一式 管理施設整備工一式						
予定	価格 (税込)	事後公表						
最低	制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和元年8月27日(火)午前9時から						
		令和元年8月29日(木)午後5時まで						
入札	書提出期間	令和元年8月30日(金)午前9時から						
		令和元年9月 2日(月)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
		令和元年9月3日(火)午後2時30分						
参	名簿登載業種等	造園工事業 A級						
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(						
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ						
格		ること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完						
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って						
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす						
	- 10 . 20	<u>る。</u>						
	2に掲げるもの以							
	外に提出を要する							
	書類							
設	閲覧等の方法及び	電子配布						
計	開始期日	令和元年8月5日(月)から						
図書	質問受付期間	令和元年8月 5日(月)午前9時から						
等	FE BB C AY HILD	令和元年8月26日(月)午後5時まで						
/□ ==	質問回答期日	令和元年8月29日(木)						
保祉	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有						
7	.1.	証金 証金						
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ						
		る。						
<b>十</b> 声	担当課	・本工事は、消費税率10%として取り扱う。						
上尹	也目除	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
		まだ 0.48 - 8.20 - 1.4.2.2						
≠刀 ぐん	扣 水 舗	電話 048-829-1422						
矢剂	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
		さいたま市財政局契約管理部契約課						
		電話 048-829-1180						

# さいたま市告示第521号

さいたま市の発注する「道路詳細設計業務(一般県道鴻巣桶川さいたま線・宮町工区)」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和元年8月5日

さいたま市長 清 水 勇 人

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設 省告示第717号。以下「登録規程」という。)の登録部門を定めている場合は、本公告日に おいて、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。
  - ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - オ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - カ 管理技術者及び照査技術者(照査技術者にあっては、設計図書等に定めのある場合に限る。
    - )を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。
  - キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
  - イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の108分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の108分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録 規程に基づき登録されていることを証する書類の写し
  - ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し
  - エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」の業務カルテ(業務概要の記載されているもの)の写し
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
  - イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
  - ウ 委任状(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
  - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行

った者)を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者 以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

# 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は業務 ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
  - (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

### 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱及び さいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。
- (9) 平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に契約を締結し、同年10月1日以降 に引き渡しを行う業務については、同告示中「108分の100」とあるのを「110分の10 0」と読み替える。

却紛	整理番号	31-4356-76							
		一般競争入札(電子)							
参加形態		一板規ず八札 (电子)   単体企業   単体企業							
業務	· · · · -		公計業務 (	一般具道》	息単桶川さ	いたま線・	定町丁	区)	
	場所			町3丁目均		V /C & ///x	ㅁᇬㅗ	<i>(</i> 2)	
	期間			和2年3月		で			
概要							卦 9 笛音	近路照明:	<b>歯設詳細</b>
·		設計 0.60		点照明施設				.62km 打合·	
	(価格(税込)	15,4	00,00	0 円					
	:制限価格	設定する							
参加	申請受付期間			(火) 午前 (木) 午行					
入札	書提出期間	令和元年	8月23日	(金) 午前	前9時から				
		令和元年	8月26日	(月) 午往	後5時まで				
開札	の場所及び日時	さいたまi	<b></b> 有浦和区常	盤6丁目	4番4号	さいたます	7役所	入札室	
		令和元年	8月27日	(火) 午往	後3時30	分			
参	名簿登載業務		サルタント						
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(							
資 格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者である							ること。
1117	所在地区分			:店を有し~					
				資格者名	奪に登載さ	れた申請事	事業所の	所在地が上記	己の要件を
		満たすこ							
	登録部門		•	建設コンサ	ナルタント	登録規程は	こ基づく	「道路部門」	の登録が
	VII. → L L L L L L L L	あること。							
	業務実績等	_							
	2に掲げるもの以	_							
	外に提出を要する								
	書類								
設	閲覧等の方法及び	電子配布		/ E \ \ \ \ \					
計	開始期日		8月5日 (		// o mb > >				
図書	質問受付期間	· ·		(月)午前					
等	<b>於明日於州日</b>			(月) 午往	发 5 時まで				
/□ ==	質問回答期日		8月22日		<i>₽</i> ₽∧	34 V 41			
保祉	金及び支払方法	入札保	免除	契約保	免除	前金払	有		
7 0	h.L.	証金	+ 65 ) - L 10	証金	サッチ供え	0 / <del>/2 leb 3 cl</del>	<u> </u> ⇒ 12 1 1	7 (8 ^ ) >	
その	他	・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当							
		該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて							
		提出すること。 ・本業務は、消費税率10%として取り扱う。							
杂莎									
未伤	1旦 〓 咪	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課							
				. 那是故事( 6 — 3 2 (		土刈尔味			
却幼	担当課			<u>8 − 3 2 (</u> 3 盤 6 丁 目 4					
テボ	15二 味								
		さいたま市財政局契約管理部契約課							
		電話 048-829-1180							

契約整理番号		31-4487-20					
入札方法		一般競争入札 (電子)					
参加	形態	単体企業					
業務	名	下水道事業実施設計業務(南建-R1-107)					
業務	場所	さいたま市緑区原山1丁目地内外					
履行	期間	契約確定の日から令和2年1月31日まで					
概要		実施設計一式 延長 950m 開削工法 840m 推進工法 110m					
予定	価格 (税込)	12,606,000円					
	制限価格	設定する					
	申請受付期間	令和元年8月20日(火)午前9時から					
		令和元年8月22日(木)午後5時まで					
入札	書提出期間	令和元年8月23日(金)午前9時から					
, , ,	E 1/C E 1/1/11/19	令和元年8月26日(月)午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室					
1713   2	100 mm / 100 mm · 1	令和元年8月27日(火)午後4時20分					
4	名簿登載業務	建設コンサルタント/下水管渠					
参加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(					
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者であること。					
格	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。					
	/// IE-2 II-/3	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を					
		満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録					
	33,44,51,1,4	があること。					
	業務実績等	本公告日において、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士のう					
		ち、「総合技術監理部門(上下水道/下水道)」又は「上下水道部門(下水道)					
		」の登録を受けている者が2人以上いること。					
	2に掲げるもの以	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証す					
	外に提出を要する	る書類の写し。					
	書類						
設	閲覧等の方法及び	電子配布					
計	開始期日	令和元年8月5日(月)から					
図	質問受付期間	令和元年8月 5日(月)午前9時から					
書等		令和元年8月19日(月)午後5時まで					
4	質問回答期日	令和元年8月22日(木)					
保証	金及び支払方法	入札 保 免除 契約 保 免除 前金払 有					
		証金 証金					
その	他	・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当					
		該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて					
		提出すること。					
		・本業務は、消費税率10%として取り扱う。					
業務担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号					
		さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課					
		電話 048-840-6262					
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号					
		さいたま市財政局契約管理部契約課					
		電話 048-829-1180					

# さいたま市告示第579号

さいたま市の発注する「岩槻城址公園複合遊具外設置工事」ほか4件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和元年8月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建

設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

- コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
  - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
  - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
  - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
  - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
  - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の108分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の108分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、 監理技術者講習修了証の写し
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)
  - オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写

L

- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用 保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
  - イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
  - ウ 委任状(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
  - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
  - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
  - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
  - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
  - (1) 調査基準価格を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入 札を行った者の入札価格が調査基準価格の108分の100の価格を下回る価格であった場合は、 落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、さいたま市建 設工事低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく低入札価格調査を行う。
  - (2) 失格基準を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書

- の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者((2)に規定する失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
  - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱様式第 1号)
  - イ 当該価格で入札した理由(同要綱様式第2号)
  - ウ 直接工事費に係る内訳書(同要綱様式第3号)
  - エ 共通仮設費に係る内訳書(同要綱様式第4号)
  - 才 下請予定業者等一覧表 (同要綱様式第5号)
  - カ 配置予定技術者名簿(同要綱様式第6号)
  - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (同要綱様式第7号)
  - ク 手持ち工事の状況 (対象工事関連) (同要綱様式第8号)
  - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(同要綱様式第9号)
  - コ 手持ち資材の状況(同要綱様式第10号)
  - サ 資材購入予定先一覧(同要綱様式第11号)
  - シ 手持ち機械の状況(同要綱様式第12号)
  - ス 機械リース元一覧(同要綱様式第13号)
  - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(同要綱様式第14号)
  - ソ 誓約書(同要綱様式第15号)
  - タ 社会保険等への加入状況届 (同要綱様式第16号)
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。
- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf 」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

# 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号

- )を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱、さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。
- (10) 平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に契約を締結し、同年10月1日以降 に引き渡しを行う建設工事については、同告示中「108分の100」とあるのを「110分の 100」と読み替える。

却幼	整理番号	21-2472-9						
		31-3473-2						
入札方法 参加形態		一般競争入札(電子)						
		単体企業						
工事		岩槻城址公園複合遊具外設置工事						
	場所	さいたま市岩槻区太田3丁目地内						
	期間	契約確定の日から令和2年2月28日まで						
概要		園路広場整備工一式 スクリーニングス舗装 72 ㎡ 施設整備工一式 遊具組立 設置工一式 ベンチ・テーブルエー式 残土処理工一式						
予定	価格 (税込)	事後公表						
最低	制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和元年8月27日(火)午前9時から						
		令和元年8月29日(木)午後5時まで						
入札	.書提出期間	令和元年8月30日(金)午前9時から						
		令和元年9月 2日(月)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
		令和元年9月3日(火)午後1時30分						
参	名簿登載業種等	造園工事業 B級						
加	,,,,,	本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(						
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ						
格		ること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
	/// III = 2 II //	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完						
	旭工天順寸	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って						
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす						
		る。						
	2に掲げるもの以	_						
	外に提出を要する							
	書類							
	閲覧等の方法及び	■ ■ 電子配布						
設計	開始期日	令和元年8月19日(月)から						
図	質問受付期間	令和元年8月19日(月)午前9時から						
書	具的文门旁间	令和元年8月26日(月)午後5時まで						
等	質問回答期日	令和元年8月29日(木)						
42. 訂	<b>量向固有効し</b>	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有						
小皿	亚及0.又知为亿							
その	/th	<sup>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</sup>						
-(0)	TE	- 本工事は、「さいたよ巾週が2日ハノグノノグノが打工事」の対象条件である。						
		る。   ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当						
		する。  ・本工事は、消費税率10%として取り扱う。						
一 車	担当課	・ 本工事は、消費税率 10% として取り扱う。 さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目 1 2 4 番地 1						
上尹	75.11 味	さいたま市人呂区自衆明1月日124番地1   さいたま市都市局北部都市・公園管理事務所管理課						
		電話 048-646-3179						
主刀 ぐム	140 小 ≇8	■						
突剂	担当課							
		さいたま市財政局契約管理部契約課						
l		電話 048-829-1180						

却約	整理番号	31-4465-16						
	方法 方法							
	<u> </u>	一般競争入札(電子)						
工事		単体企業 						
		道路修繕工事(R1一般国道122号)						
	場所	さいたま市緑区大字寺山地内						
	期間	契約確定の日から令和2年1月24日まで						
概要		延長 284.0m 幅員 7.0m 舗装工 路面切削(切削深さ t=5cm) 722 ㎡ 切削オーバーレイ(切削深さ t=12cm) 1260 ㎡ 基層(改質Ⅱ型粗粒度 As-20、t=7cm) 1260 ㎡ 表層(改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5cm) 1980 ㎡ 舗装打換工 (歩道部・仮復旧)一式 (歩道部・本復旧)一式 排水構造物工 道路横断側溝(内幅 300×深 350×長 4000) 24m 構造物撤去工一式 区画線工一式 交通管理工一式						
予定	価格 (税込)	事後公表						
最低	制限価格	設定する						
	申請受付期間	令和元年8月27日 (火) 午前9時から						
		令和元年8月29日(木)午後5時まで						
入札	書提出期間	令和元年8月30日(金)午前9時から						
	· · · · · ·	令和元年9月 2日(月)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
		令和元年9月3日(火)午後2時00分						
参	名簿登載業種等	土木工事業 A級						
が加資格		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、大宮区又は見沼区に、本店を有						
	// · /•	していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完						
	76 - JC/154 4	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って						
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす						
		る。						
	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類							
弛	閲覧等の方法及び	電子配布						
設計	開始期日	令和元年8月19日(月)から						
义	質問受付期間	令和元年8月19日(月)午前9時から						
書等		令和元年8月26日(月)午後5時まで						
等	質問回答期日	令和元年8月29日(木)						
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有						
		証金   証金						
その他		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当						
		・ 本工争は、						
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。						
工事	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号						
,	• • •	さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課						
		電話 048-840-6224						
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
ノヘハリ		といたま市財政局契約管理部契約課						
		電話 048-829-1180						
		中山						

契約整理番号		31-1162-1			
入札方法		一般競争入札(電子)			
参加形態		単体企業			
工事名		本庁舎7号機エレベーター取替え工事			
工事場所		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号			
履行期間		契約確定の日から令和2年3月13日まで			
概要		エレベーター撤去工事・新設工事 機械室床既設マシンビームはつり出し工事			
		各階三方枠部解体はつり出し工事動力、インターホン、遠隔監視用等配管・配			
		線工事			
予定価格 (税込)		35,145,000円			
最低制限価格		設定する			
参加申請受付期間		令和元年8月27日(火)午前9時から			
		令和元年8月29日(木)午後5時まで			
入札	_書提出期間	令和元年8月30日(金)午前9時から			
		令和元年9月 2日(月)午後5時まで			
開札	_の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室			
		令和元年9月3日(火)午後3時00分			
参	名簿登載業種等	機械器具設置工事業			
加資格		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(			
		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種で登載された者であること。			
1127	所在地区分				
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。			
		(1) 平成21年度以降、定員6人(積載450kg)以上の乗用又は人荷用エ			
		レベーター設置工事を元請として完成させた実績があること(共同企業体の			
		構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)。			
		(2) 本市発注の機械器具設置工事について、本公告日以前3箇月において、通			
		知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」			
		が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知			
		書の通知日を基準とする。			
	2に掲げるもの以				
	外に提出を要する				
	書類				
設 計 図	閲覧等の方法及び	電子配布			
	開始期日	令和元年8月19日(月)から			
書	質問受付期間	令和元年8月19日(月)午前9時から			
等	所用口发出口	令和元年8月26日(月)午後5時まで			
/□ ⇒¬	質問回答期日 金及び支払方法	令和元年 8 月 2 9 日 (木)   入 札 保   免除   契 約 保   要   前金払   有   部分払   有			
木山	金叉の叉ね万伝	入札保 免除     契約保 要     前金払 有     部分払 有       証金     証金			
その他		本工事は、消費税率10%として取り扱う。			
工事担当課		本工事は、相負代率10万として取り扱う。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号			
上 争担		さいたま市用和区市盛り」日4番4号   さいたま市財政局財政部庁舎管理課			
		電話 048-829-1173			
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号			
		さいたま市財政局契約管理部契約課			
		電話 048-829-1180			

却約	敕邢釆早	31-3265-5
契約整理番号 入札方法		一般競争入札(電子)
参加形態		単体企業
		指扇土地区画整理事業   区6-6号線外側溝布設工事(R1)
		1日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
工事場所		契約確定の日から令和2年2月21日まで
履行期間		英利権足の日がらっ和2年2月21日まで   道路土工一式 排水構造物工 長尺U字溝 歩道用 (4-35、4-45) 172.6m 車道
概要		用 (4-30、4-40、2-50、2-60) 748.7m 横断暗渠 (300×240) 11.0m 集水桝 (長尺) 2 箇所 (内径 500) 17 箇所 舗装工一式 撤去工一式 造成土工 89 m <sup>2</sup>
予定価格(税込)		事後公表
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和元年8月27日 (火) 午前9時から
		令和元年8月29日(木)午後5時まで
入札	書提出期間	令和元年8月30日(金)午前9時から
		令和元年9月 2日(月)午後5時まで
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和元年9月3日(火)午後3時10分
参	名簿登載業種等	土木工事業 A級
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ
格		ること。
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、南区又は緑区に、本店を有し
	771 121 12 12 13	ていること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完
	旭里八旗(	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
		る。
	2に掲げるもの以	_
	外に提出を要する	
	書類	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
計	開始期日	令和元年8月19日 (月) から
図	質問受付期間	令和元年8月19日(月)午前9時から
書等		令和元年8月26日(月)午後5時まで
寺	質問回答期日	令和元年8月29日(木)
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有
		証金
その他		本工事は、消費税率10%として取り扱う。
工事担当課		さいたま市北区日進町2丁目1864番地10
T + 1:- I MV		さいたま市都市局まちづくり推進部日進・指扇周辺まちづくり事務所
		電話 048-871-7848
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
ノヘハリ	1— — M.V.	さいたま市財政局契約管理部契約課
		電話 048-829-1180
		Par 010 020 1100

+m ././	+	
契約整理番号		31-3271-7
入札方法		一般競争入札(電子)
参加形態		単体企業
工事名		浦和東部第一特定土地区画整理事業 雨水管渠布設工事(R1)
工事場所		さいたま市緑区大字中野田地内外
履行期間		契約確定の日から令和2年3月13日まで
概要		延長 319.5m 管きょ工 管径 350mm 塩ビ管 27.8m 管径 450mm 塩ビ管 43.8m 管
		径 600mm 塩ビ管 64.3m 管径 700mm 鉄筋コンクリート管 72.7m 管径 800mm 鉄筋
		コンクリート管 110.9m マンホールエ 組立1号マンホール4基 組立2号マ
		ンホール 11 基 付帯工一式 仮設工一式
予定価格(税込)		事後公表
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和元年9月 9日(月)午前9時から
<b>沙州中明又刊</b>		令和元年9月11日 (水) 午後5時まで
ス お	<b>主</b> 担出問	令和元年9月17日 (火) 午前9時から
入札書提出期間		令和元年9月18日 (水) 午後5時まで
間扣	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
州化	V)物別及UTIFT	令和元年9月19日(木)午後1時30分
	名簿登載業種等	
参	<b>石</b>	土木工事業 A級
加資		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
格格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ
111		ること。
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は北区に、本店を有して
		いること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
		る。
	2に掲げるもの以	
	外に提出を要する	
	書類	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
計	開始期日	令和元年8月19日(月)から
図	質問受付期間	令和元年8月19日(月)午前9時から
書等		令和元年9月 6日(金)午後5時まで
4	質問回答期日	令和元年9月11日(水)
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有
		証金
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ
		5.
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。
工事担当課		さいたま市緑区大字大門2564番地6
		さいたま市都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所
		電話 048-878-5140
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
	1= =1 hV	さいたま市開政局契約管理部契約課
		電話 048-829-1180
<u> </u>		电印   0 4 0   0 4 3   1 1 0 0

# さいたま市告示第580号

さいたま市の発注する「大宮駅西口第四地区雨水管布設外工事」ほか2件の一般競争入札について、 次のとおり公告する。

令和元年8月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建

設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

- コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
- ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
- イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
- ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、 監理技術者講習修了証の写し
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)
  - オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写

L

- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用 保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
  - イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
  - ウ 委任状(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
  - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
  - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
  - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
  - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
  - (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
    - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
    - イ 一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を 行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。 また、その後開札される他の工事について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合 の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者としない場合の新たな落札候補者と

なることはできない。

- ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落 札候補者を落札者としない場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者であ る場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。
- エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者としない場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の工事の落札候補者でない場合は、当該他の工事の入札を有効として取扱う。

# 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の1

0分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

### 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。

# 別表

対象工事	ア 大宮駅西口第四地区雨水管布設外工事				
	イ 暮らしの道路整備工事(市道2447号線)				
	ウ 暮らしの道路整備工事(市道40599号線)				
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。				
	・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。				

<b>≢刀 伙</b> ─	整理番号	21-2295-6					
,	登埕番5 <u> </u>	31-3385-6					
	  形態	一般競争入札(電子) 単体企業					
工事							
	· · ·場所	大宮駅西口第四地区雨水管布設外工事					
	·場別 ·期間	さいたま市大宮区桜木町1丁目地内 契約確定の日から令和2年2月28日まで					
概要	.,						
<b>ベ</b> 安	•	延長 64.5m 管きょ工 開削 (φ450、鉄筋コンクリート管) 34.5m (φ500、鉄筋コンクリート管) 30.0m マンホールエ 組立1号マンホール2箇所取付管工3箇所 付帯工一式					
予定	価格 (税込)	事後公表					
最低	:制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和元年8月27日(火)午前9時から					
11		令和元年8月29日(木)午後5時まで					
人和	書提出期間	令和元年8月30日(金)午前9時から					
HH TI	0 H = T = N = n+	令和元年9月 2日(月)午後5時まで					
開和	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室   令和元年9月3日(火)午後3時30分					
	夕答戏卦类活竺	〒和元年9月3日 (久) 干後3時30分   土木工事業 C級					
参加	名簿登載業種等	エイエ					
資		以下「資格者名簿」という。) に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ					
格		以下「真俗有石海」という。)に、上記に小り未悝及び寺板と登載された有しめること。					
	 所在地区分	ること。   さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻					
	加压地区为	区)に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要					
		件を満たすこと。					
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。					
	旭工大順寸	(1) 本公告日において、平成21年度以降、国、地方公共団体等が発注した、					
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ					
		た実績があること。					
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「					
		工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点					
		を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知					
		日を基準とする。					
	2に掲げるもの以	-					
	外に提出を要する						
	書類						
設	閲覧等の方法及び	電子配布					
計	開始期日	令和元年8月19日(月)から					
図	質問受付期間	令和元年8月19日(月)午前9時から					
書等		令和元年8月26日(月)午後5時まで					
-	質問回答期日	令和元年8月29日(木)					
保証	金及び支払方法	○ 八 札 保   免除     ○ 契 約 保   要     ○ 前金払   有     ○ 部分払   有					
		証金 証金					
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ					
		る。 					
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当					
		する。					
		・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。					
구호선사=		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。					
上事	担当課	さいたま市大宮区錦町682番地2					
		さいたま市都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所					
±π &/-	±1 1/ 3m	電話 048-778-8462					
奖約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号					
		さいたま市財政局契約管理部契約課					
		電話 048-829-1180					

却幼	整理番号	31-4356-88					
2 4.1	左左右 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	一般競争入札(電子)					
	形態	単体企業					
工事		暮らしの道路整備工事(市道2447号線)					
	場所	さいたま市岩槻区西町3丁目地内					
	期間	契約確定の日から令和2年2月14日まで					
概要	.,	延長 102m 幅員 4.0~5.0m 舗装工 下層路盤 319 ㎡ 上層路盤 319 ㎡ 不陸整					
·		正 132 ㎡ 表層 454 ㎡ 排水構造物工 長尺 U 型側溝 175m 切回し側溝 3 箇所 横断暗渠 2m 集水桝 3 基 付帯工一式					
予定	価格 (税込)	事後公表					
最低	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和元年8月27日(火)午前9時から 令和元年8月29日(木)午後5時まで					
入村	書提出期間	令和元年8月30日(金)午前9時から					
/ \/ \	н н ж ш уулы	令和元年9月 2日(月)午後5時まで					
盟却	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室					
70176		令和元年9月3日(火)午後3時40分					
参	名簿登載業種等	土木工事業 C級					
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(					
資 格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻					
	/// Im- 2	区)に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要					
		件を満たすこと。					
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。					
	, <u> </u>	(1) 本公告日において、平成21年度以降、国、地方公共団体等が発注した、					
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ					
		た実績があること。					
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「					
		工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点					
		を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知					
		日を基準とする。					
	2に掲げるもの以						
	外に提出を要する						
	書類						
設	閲覧等の方法及び	電子配布					
計	開始期日	令和元年8月19日(月)から					
図書	質問受付期間	令和元年8月19日(月)午前9時から					
等		令和元年8月26日(月)午後5時まで					
	質問回答期日	令和元年8月29日(木)					
保証	金及び支払方法	入札保 免除     契約保 要     前金払 有     部分払 有       証金     証金					
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ					
	,	5.					
		- ・ ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当					
		する。					
		・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事					
		アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する					
		場合がある。					
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。					
工事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1					
		さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課					
		電話 048-646-3206					
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号					
		さいたま市財政局契約管理部契約課					
		電話 048-829-1180					

±刀 伙─	整理番号	21-4256-90					
		31-4356-89					
入札方法 参加形態		一般競争入札(電子)					
工事		単体企業 暮らしの道路整備工事(市道40599号線)					
	· ·場所	春らしの追路登備工事 (印道403995線) さいたま市西区大字中野林地内外					
	期間	契約確定の日から令和2年3月13日まで					
概要		延長 78m 幅員 4.00m 舗装工 下層路盤 220 ㎡ 上層路盤 226 ㎡ 表層 227 ㎡ 排水構造物 長尺 U 型側溝 132m 横断暗渠 13m 集水桝 7 箇所 付帯工一式					
	(価格(税込)	11,638,000円					
	:制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和元年8月27日(火)午前9時から 令和元年8月29日(木)午後5時まで					
入札	.書提出期間	令和元年8月30日(金)午前9時から 令和元年9月 2日(月)午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和元年9月3日(火)午後3時50分					
4	名簿登載業種等	土木工事業 C級					
参加資格	4 伊 <b>立</b>	本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿( 以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区)に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要					
		件を満たすこと。					
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。					
		(1) 本公告日において、平成21年度以降、国、地方公共団体等が発注した、					
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ					
		た実績があること。					
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「					
		工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点					
		を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知					
		を下回つくいないこと。なね、期间の昇足に目だっては、目該通知書の通知 日を基準とする。					
	2に掲げるもの以	口を基準とする。					
	外に提出を要する						
	外に促出を安りる   書類						
設	閲覧等の方法及び						
計 図	開始期日	令和元年8月19日(月)から					
書	質問受付期間	令和元年8月19日(月)午前9時から					
等	SS DD	令和元年8月26日(月)午後5時まで					
,	質問回答期日	令和元年8月29日(木)					
保証	金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有       証金   証金          前金払   有   部分払   有					
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ					
		る。					
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当					
		する。					
		・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事					
		ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中					
		止する場合がある。					
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。					
一中	· +□ \/	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1					
ı ⊥. <del>≇</del>	:担当課						
上事	·担 目 硃	さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課					
上 争	担当课	さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課					
	, //.	さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206					
	担当課	さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号					
	, //.	さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206					

### さいたま市告示第581号

さいたま市の発注する「普通河川宝来川舗装工事(北河R1)」ほか2件の一般競争入札について、 次のとおり公告する。

令和元年8月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)を利用して行う入札のため、システムで利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。<u>(ただし、参加申請時において、電子証明書の取得手続き中の場合は紙による入札参加を認める。)</u>なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。

- ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
  - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
  - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
  - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
  - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
  - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

### 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の108分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の108分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、 監理技術者講習修了証の写し
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用 保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
  - イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
  - ウ 委任状(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
  - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
  - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
  - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
  - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
  - (1) 調査基準価格を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入 札を行った者の入札価格が調査基準価格の108分の100の価格を下回る価格であった場合は、 落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、さいたま市建 設工事低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく低入札価格調査を行う。

- (2) 失格基準を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者((2)に規定する失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
  - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱様式第 1号)
  - イ 当該価格で入札した理由(同要綱様式第2号)
  - ウ 直接工事費に係る内訳書(同要綱様式第3号)
  - エ 共通仮設費に係る内訳書(同要綱様式第4号)
  - 才 下請予定業者等一覧表 (同要綱様式第5号)
  - カ 配置予定技術者名簿(同要綱様式第6号)
  - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (同要綱様式第7号)
  - ク 手持ち工事の状況 (対象工事関連) (同要綱様式第8号)
  - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(同要綱様式第9号)
  - コ 手持ち資材の状況 (同要綱様式第10号)
  - サ 資材購入予定先一覧(同要綱様式第11号)
  - シ 手持ち機械の状況(同要綱様式第12号)
  - ス 機械リース元一覧(同要綱様式第13号)
  - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(同要綱様式第14号)
  - ソ 誓約書(同要綱様式第15号)
  - タ 社会保険等への加入状況届(同要綱様式第16号)
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。
- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共

同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

### 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出

すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。

- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱、さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。
- (10) 平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に契約を締結し、同年10月1日以降 に引き渡しを行う建設工事については、同告示中「108分の100」とあるのを「110分の 100」と読み替える。

# 一般競争入札(参加拡大)の試行実施について

さいたま市発注の予定価格1千万円未満の建設工事の中から、施工実績を 緩和する一般競争入札を実施します。

## 目 的

市内業者の育成を目的とし、受注意欲の高い建設 業者が入札に参加可能な一般競争入札を実施するこ とにより、公平性・透明性・競争性の更なる向上を 図るため。

# 内 容

- 1 対象工事予定価格 1 千万円未満の土木工事及び舗装工事
- 2 対象件数 北部建設事務所 2 件 南部建設事務所 1 件
- ※ 以下の公告により実施いたします

刧幼	敕珊釆旦	21-4268-17						
型約整理番号 入札方法		31-4368-17						
_		一般競争入札(電子)						
	形態	単体企業						
工事	•	普通河川宝来川舗装工事(北河R1)						
	場所	さいたま市西区大字宝来地内						
	期間	契約確定の日から令和元年12月13日まで						
概要		延長 566.9m 土工一式 舗装工 1370 ㎡ 路盤工 1370 ㎡						
	価格 (税込)	事後公表						
	制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和元年8月27日(火)午前9時から						
		令和元年8月29日(木)午後5時まで						
入札	書提出期間	令和元年8月30日(金)午前9時から						
		令和元年9月 2日 (月) 午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
	to tree you had all over hate	令和元年9月3日(火)午後2時40分						
参	名簿登載業種等	舗装工事業 C級						
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(						
資格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ						
1111	<b>学去以</b> E A	ること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻						
		区)に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
	16 -	件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完」						
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って						
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす						
	りた相ばすすのい	る。   _						
	2に掲げるもの以	_						
	外に提出を要する 書類							
	<sup>青短</sup>   閲覧等の方法及び	電子配布						
設	閲覧等のガ伝及の   開始期日							
計図	質問受付期間	令和元年8月19日(月)から						
書	貝미又刊朔间	令和元年8月19日(月)午前9時から 令和元年8月26日(月)午後5時まで						
等	 質問回答期日	令和元年8月29日(木)						
<b>∤</b> ₽. ≘元	貝向回台朔口  金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有						
その他		本工事は、消費税率10%として取り扱う。						
工事担当課		本工事は、相質优学10%として取り扱う。 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1						
	1= 1 11/4	さいたま巾人呂区吉敷叫1」日124番地1   さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課						
		電話 048-646-3231						
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
) C / 1	1	さいたま市財政局契約管理部契約課						
		電話 048-829-1180						
		<b>电叫 りょり りょり 1100</b>						

却必	<b></b> 	21 4256 00						
	整理番号 方法	31-4356-90						
		一般競争入札(電子)						
	形態	単体企業 またよの学界数件で表(大学ののの見始)						
工事	•	暮らしの道路整備工事(市道3028号線)						
	場所	さいたま市岩槻区東町1丁目地内						
	期間	契約確定の日から令和2年2月28日まで						
概要		延長 47m 幅員 4.0m 舗装工 下層路盤 133 ㎡ 上層路盤 133 ㎡ 表層 136 ㎡ 排水構造物工 長尺 U型側溝 78m 集水桝 4 基 ボックス暗渠 5m 付帯工一式						
予定	価格 (税込)	6,336,000円						
最低	制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和元年8月27日 (火) 午前9時から 令和元年8月29日 (木) 午後5時まで						
入札	書提出期間	令和元年8月30日(金)午前9時から 令和元年9月 2日(月)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和元年9月3日(火)午後2時50分						
4	名簿登載業種等	七木工事業   C級						
参加資格	71 待立 教术任	本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻						
	// IL-E = 34	区)に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす						
		る。						
	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類							
⇒n.	閲覧等の方法及び	電子配布						
設 計	開始期日	令和元年8月19日(月)から						
义	質問受付期間	令和元年8月19日(月)午前9時から						
書	Q1-3×13771113	令和元年8月26日(月)午後5時まで						
等	質問回答期日	令和元年8月29日(木)						
保証	<u> </u>	入札 保   免除   契 約 保   要   前金払   有   部分払   有						
NV BIT	. 並入し入わり口							
その他		・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ						
		る。						
十事	扣 水 細	・本工事は、消費税率10%として取り扱う。						
上事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1						
		さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課						
±n ^/	+□ \/\ ==	電話 048-646-3206						
癸約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
		さいたま市財政局契約管理部契約課						
		電話 048-829-1180						

契約整理番号		31-4456-40						
入札方法		一般競争入札(電子)						
参加形態		単体企業						
工事		暮らしの道路整備工事(市道 J 2 5 0 号線外 1 路線)						
	· ·場所	さいたま市緑区道祖土4丁目地内						
	·期間	契約確定の日から令和2年1月31日まで						
概要		延長 94.7m 幅員 4.0m 道路改良 土工一式 排水構造物工 側溝工 TU型長						
190.54		尺U形側溝 122m 暗渠工 10m 集水桝工 6 基 附帯工一式 構造物撤去工一式						
		舗装   舗装工   下層路盤   131 ㎡   上層路盤   131 ㎡   表層   164 ㎡   区画線工一式						
予定		9, 196, 000円						
	制限価格	設定する						
	申請受付期間	令和元年8月27日 (火) 午前9時から						
<i>&gt;</i> / 1	. 1 413 22 13 793 11 3	令和元年8月29日(木)午後5時まで						
入村		令和元年8月30日(金)午前9時から						
, -,-		令和元年9月 2日 (月) 午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
		令和元年9月3日(火)午後3時20分						
参	名簿登載業種等	土木工事業 C級						
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(						
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ						
格		ること。						
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区						
		)に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完						
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って						
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす						
	1	る。						
	2に掲げるもの以							
	外に提出を要する							
	書類							
設	閲覧等の方法及び	電子配布						
計図	開始期日	令和元年8月19日(月)から						
書	質問受付期間	令和元年8月19日(月)午前9時から						
書等	所用口 <i>体</i> # 口	令和元年8月26日(月)午後5時まで						
/□ =⊤	質問回答期日	令和元年8月29日 (木)						
保証金及び支払方法		入札 保   免除   契約 保   要   前金払   有   部分払   有   まな   まな						
その他		証金   証金						
 工事担当課		本工事は、消費税率10%として取り扱う。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号						
上尹	·1旦 = 床	さいたま市中央区下降日5月日7番10万     さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課						
		電話 048-840-6206						
却納	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
	게는 크 W	さいたま市畑和区市盛り「日4番4万   さいたま市財政局契約管理部契約課						
		電話 048-829-1180						

### さいたま市告示第582号

さいたま市の発注する「道路修繕工事(R1市道P558号線)」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和元年8月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)を利用して行う入札のため、システムで利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。<u>(ただし、参加申請時において、電子証明書の取得手続き中の場合は紙による入札参加を認める。)</u>なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。

- ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
- ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
- イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
- ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

### 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の108分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の108分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、 監理技術者講習修了証の写し
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用 保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。
- ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
- イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
- ウ 委任状(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
  - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
  - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
  - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
  - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
  - (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
    - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
    - イ 一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を 行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。 また、その後開札される他の工事について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合

の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者としない場合の新たな落札候補者と なることはできない。

- ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札 候補者を落札者としない場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者である 場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。
- エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者としない場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の工事の落札候補者でない場合は、当該他の工事の入札を有効として取扱う。

### 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入 札を行った者の入札価格が調査基準価格の108分の100の価格を下回る価格であった場合は、 落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、さいたま市建 設工事低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者((2)に規定する失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
  - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱様式第 1号)
  - イ 当該価格で入札した理由(同要綱様式第2号)
  - ウ 直接工事費に係る内訳書(同要綱様式第3号)
  - エ 共通仮設費に係る内訳書(同要綱様式第4号)
  - 才 下請予定業者等一覧表 (同要綱様式第5号)
  - カ 配置予定技術者名簿(同要綱様式第6号)
  - キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近) (同要綱様式第7号)
  - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(同要綱様式第8号)
  - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(同要綱様式第9号)
  - コ 手持ち資材の状況(同要綱様式第10号)
  - サ 資材購入予定先一覧(同要綱様式第11号)
  - シ 手持ち機械の状況(同要綱様式第12号)
  - ス 機械リース元一覧(同要綱様式第13号)
  - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(同要綱様式第14号)
  - ソ 誓約書(同要綱様式第15号)
  - タ 社会保険等への加入状況届(同要綱様式第16号)
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の

翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積 内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札 者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その 日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。
- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 7 契約金の支払方法
  - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。
- (10) 平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に契約を締結し、同年10月1日以降 に引き渡しを行う建設工事については、同告示中「108分の100」とあるのを「110分の 100」と読み替える。

# 一般競争入札(参加拡大)の試行実施について

さいたま市発注の予定価格1千万円未満の建設工事の中から、施工実績を 緩和する一般競争入札を実施します。

## 目 的

市内業者の育成を目的とし、受注意欲の高い建設 業者が入札に参加可能な一般競争入札を実施するこ とにより、公平性・透明性・競争性の更なる向上を 図るため。

# 内 容

- 1 対象工事予定価格1千万円未満の舗装工事
- 2 対象件数 南部建設事務所 2 件
- ※ 以下の公告により実施いたします

# 別表

対象工事	ア 道路修繕工事(R1市道P558号線)
	イ 道路修繕工事 (R1主要地方道さいたま鴻巣線)
概要	対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

却紛	整理番号	3 1 – 1	165-1	Q.					
	五年 <u>年</u> 方法	31-4465-18 一般競争入札(電子)							
	<u> </u>	単体企業		)					
工事	· · · · -		工事 (R 1	丰栄 D E I	- 0 円.始)				
	場所		市緑区美園						
	期間		の日から令						
概要		m² 上層	延長 84.8m 幅員 6.0m 道路土工一式 舗装工 下層路盤 (RC-40、t=15cm) 497 m <sup>2</sup> 上層路盤 (RM-40、t=15cm) 497 m <sup>2</sup> 基層 (再生粗粒度 As-20、t=5cm) 497 m <sup>2</sup> 表層 (再生密粒度 As-20、t=5cm) 509 m <sup>2</sup> 区画線工一式 付帯工一式 交通 管理工一式						
予定	価格 (税込)	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
	申請受付期間	令和元年	8月27日	(火) 午前	前9時から				
<i>&gt;</i> /4F	1 413 2 13 7731113		8月29日						
入村	書提出期間		8月30日						
/ (10	ы ж ш / у го		9月 2日						
盟却	の場所及び日時		市浦和区常				方 行 行 行 行 行 行	札.室	
1713 1 C			9月3日(				1. 12/21 / 1	10-11-	
4	名簿登載業種等	舗装工事		., , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1.11.000				
参加			において、	平成31	• 3 2 年度	のさいた。	* 市競争入	札 参加資格	者名簿 (
資									
格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者でること。							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	所在地区分		市南部建設	事務所の戸	听管区域内	(中央区.	桜区. 浦	和区、南区	及び緑区
	77 12.6273					(1)(1)	ДД <b>,</b> Ш	11.1	- MACE
		)に、本店を有していること。   本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							
			件を満たすこと。						
	施工実績等		の舗装工事	について	本公告日	以前3箇月	ー 目において	通知した	「丁事完
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす							
		いないこと。なわ、別則の昇足に当たりでは、当該通知者の通知日を基準る。							., .,
	2に掲げるもの以	_							
	外に提出を要する								
	書類								
<b>⇒</b> π.	閲覧等の方法及び	電子配布							
設計	開始期日			(月) かぼ	``				
図	質問受付期間	令和元年8月19日(月)から   令和元年8月19日(月)午前9時から							
書等	英国文门 <i>州</i> 国	令和元年8月19日(月) 午前9時から   令和元年8月26日(月) 午後5時まで							
等	質問回答期日		8月29日		20 1				
保証	金及び支払方法	入札保		契約保	要	前金払	有	部分払	有
N/V HTT	业人〇人四万四	証金	20191	証金	×	111 75 171	l i	107714	17
その	<b>州</b>	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。							
( 0)	le.	・本工事は、消費税率10%として取り扱う。							
丁重	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号							
エヺ	1= =1 hV		市建設局南						
						1.1 H/V			
却幼	担当課	電話 048-840-6224							
テボ	15 3 味		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
		さいたま市財政局契約管理部契約課							
		電話 048-829-1180							

恝約	整理番号	31-4465-17				
	, <u>走 生                                  </u>	一般競争入札(電子)				
	形態	単体企業				
工事		■ 単位企業 道路修繕工事(R 1 主要地方道さいたま鴻巣線)				
	· ·場所	さいたま市中央区大戸1丁目地内外				
	·場別 ·期間					
		契約確定の日から令和元年12月13日まで 押筒を見る ははて 鬼子切割 (団				
概要		概算数量発注方式による発注 延長 85.0m 幅員 6.8m 舗装工 路面切削 (切削深さ t=5cm) 32 ㎡ (切削深さ t=7cm) 160 ㎡ 切削オーバーレイ (切削深さ t=12cm) 390 ㎡ 中間層 (再生粗粒度 As-20、t=7cm) 390 ㎡ 切削オーバーレイ (切削深さ t=12cm) 160 ㎡ 中間層・基層 (再生粗粒度 As-20、t=7cm) 160 ㎡ 表層 (改質 II 型密粒度 As-20、t=5cm) 582 ㎡ 区画線工一式 仮設工一式				
予定	(	事後公表				
	:制限価格	設定する				
	申請受付期間	令和元年8月27日 (火) 午前9時から				
	7 200	令和元年8月29日(木)午後5時まで				
入村	.書提出期間	令和元年8月30日(金)午前9時から				
, -,-		令和元年9月 2日(月)午後5時まで				
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室				
		令和元年9月3日(火)午後4時20分				
参	名簿登載業種等	舗装工事業 C級				
加	,,,,,	本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(				
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ				
格		ること。				
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区				
		)に、本店を有していること。				
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要				
		件を満たすこと。				
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完				
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って				
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす				
		る。				
	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類	_				
	閲覧等の方法及び	電子配布				
設計	開始期日	令和元年8月19日(月)から				
図	質問受付期間	令和元年8月19日(月)午前9時から				
書	<b>英国文门</b> /列南	令和元年8月26日(月)午後5時まで				
等	質問回答期日	令和元年8月29日(木)				
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有				
ртчил		証金   証金				
その	) 他.	・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事				
		アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する				
		場合がある。				
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。				
工事	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号				
		さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課				
		電話 048-840-6224				
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号				
		さいたま市財政局契約管理部契約課				
		電話 048-829-1180				
		1 =				

### さいたま市告示第583号

さいたま市の発注する「さいたま市立東岩槻小学校外3校便所改修工事実施設計業務」の一般競争 入札について、次のとおり公告する。

令和元年8月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設 省告示第717号。以下「登録規程」という。)の登録部門を定めている場合は、本公告日に おいて、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。
  - ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - オ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て をしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第2 25号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた 者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生 法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争 入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - カ 管理技術者及び照査技術者 (照査技術者にあっては、設計図書等に定めのある場合に限る。
    - )を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。
  - キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
  - イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- 2 入札参加資格の確認
  - (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の108分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の108分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
  - (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
  - (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出しなければならない。
    - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
    - イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録 規程に基づき登録されていることを証する書類の写し
    - ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し
    - エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」の業務カルテ(業務概要の記載されているもの)の写し
    - オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類
  - (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
    - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
    - イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
    - ウ 委任状(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
  - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行

った者)を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者 以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は業務 ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
  - (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

### 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱及び さいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。
- (9) 平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に契約を締結し、同年10月1日以降 に引き渡しを行う業務については、同告示中「108分の100」とあるのを「110分の10 0」と読み替える。

却幼	整理番号	21-5207-50					
入札		31-5207-50					
		一般競争入札(電子)					
	形態	単体企業					
業務		さいたま市立東岩槻小学校外3校便所改修工事実施設計業務					
業務		さいたま市岩槻区諏訪2丁目6番地1外					
履行		契約確定の日から令和2年3月10日まで					
概要		・設計対象建物 東岩槻小学校 RC造3階建て 1-1棟 改修面積 便所改修187.2㎡ 外壁改修455.7㎡ 屋上改修93.6㎡ 中島小学校 RC造4階建て 1-1棟 改修面積 便所改修200.6㎡ 外壁改修227㎡ 屋上改修85.5㎡ 東宮下小学校 RC造4階建て 2棟 改修面積 便所改修140㎡ 外壁改修88.5㎡ 屋上改修63.3㎡ 泰平小学校 RC造4階建て 1棟 改修面積 便所改修192㎡ ・委託業務 建築設計(実施設計) 設備設計(実施設計)					
	価格(税込)	11,480,700円					
	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和元年8月27日(火)午前9時から 令和元年8月29日(木)午後5時まで					
入札	書提出期間	令和元年8月30日(金)午前9時から 令和元年9月 2日(月)午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和元年9月3日(火)午後2時20分					
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント/学校施設 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿( 以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載された者であること。					
格	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を 満たすこと。					
	登録部門	_					
	業務実績等	_					
	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類						
設	閲覧等の方法及び	電子配布					
計	開始期日	令和元年8月19日(月)から					
図書	質問受付期間	令和元年8月19日(月)午前9時から 令和元年8月26日(月)午後5時まで					
等	質問回答期日	令和元年8月29日(木)					
保証	金及び支払方法	入札 保 免除 契約 保 免除 前金払 有					
その他		証金     証金					
業務	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527					
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180					

### さいたま市告示第601号

さいたま市の発注する「道路修繕工事(R1一般県道新方須賀さいたま線)」ほか12件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和元年8月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建

設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

- コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
  - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
  - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
  - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
  - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
  - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

### 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の108分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の108分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、 監理技術者講習修了証の写し
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)
  - オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写

L

- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用 保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
  - イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
  - ウ 委任状(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
  - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
  - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
  - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
  - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
  - (1) 調査基準価格を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入 札を行った者の入札価格が調査基準価格の108分の100の価格を下回る価格であった場合は、 落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、さいたま市建 設工事低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく低入札価格調査を行う。
  - (2) 失格基準を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書

- の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者((2)に規定する失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
  - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱様式第 1号)
  - イ 当該価格で入札した理由(同要綱様式第2号)
  - ウ 直接工事費に係る内訳書(同要綱様式第3号)
  - エ 共通仮設費に係る内訳書(同要綱様式第4号)
  - 才 下請予定業者等一覧表 (同要綱様式第5号)
  - カ 配置予定技術者名簿(同要綱様式第6号)
  - キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近) (同要綱様式第7号)
  - ク 手持ち工事の状況 (対象工事関連) (同要綱様式第8号)
  - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(同要綱様式第9号)
  - コ 手持ち資材の状況(同要綱様式第10号)
  - サ 資材購入予定先一覧(同要綱様式第11号)
  - シ 手持ち機械の状況(同要綱様式第12号)
  - ス 機械リース元一覧(同要綱様式第13号)
  - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(同要綱様式第14号)
  - ソ 誓約書(同要綱様式第15号)
  - タ 社会保険等への加入状況届 (同要綱様式第16号)
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。
- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf 」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

### 7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届 出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出 すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号

- )を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱、さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。
- (10) 平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に契約を締結し、同年10月1日以降 に引き渡しを行う建設工事については、同告示中「108分の100」とあるのを「110分の 100」と読み替える。

契約整理番号		3 1 - 4 3 6 5 - 5 4							
入札	方法	一般競争入札 (電子)							
参加	形態	単体企業							
工事	名	道路修繕工事(R1一般県道新方須賀さいたま線)							
工事	場所	さいたま市岩槻区大字笹久保新田地内							
履行	·期間	契約確定の日から令和2年1月31日まで							
概要	Ĭ.	延長 373.0m 幅員 6.1~10.1m 撤去工【夜間】一式 舗装工【夜間】 路面切削 (平均切削厚 5cm) 21 ㎡ 切削オーバーレイ (平均切削厚 12cm、再生粗粒度 As-20、t=7cm) 3110 ㎡ 表層 (改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5cm) 3220 ㎡ 基層 (再生粗粒度 As-20、t=14cm) 86 ㎡ 付帯工【夜間】一式 建設副産物工【夜間】一式 仮設工【夜間】一式							
予定	(	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
参加	1申請受付期間	令和元年9月 9日(月)午前9時から 令和元年9月11日(水)午後5時まで							
入札	.書提出期間	令和元年9月17日 (火) 午前9時から 令和元年9月18日 (水) 午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和元年9月19日(木)午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿 (以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類								
設計	閲覧等の方法及び 開始期日	電子配布 令和元年8月26日(月)から							
図 書 等	質問受付期間	令和元年8月26日(月)午前9時から         令和元年9月6日(金)午後5時まで							
寸	質問回答期日	令和元年9月11日(水)							
保証金及び支払方法		入札保     免除     契約保     要     前金払     有     部分払     有       証金     証金     一							
その	)他	本工事は、消費税率10%として取り扱う。							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

却約	整理番号	31-4365-55							
入札方法		31-4365-55   一般競争入札(電子)							
	<u>ガ伝                                    </u>	一板							
		スマイルロード整備工事(R1市道12009号線外)							
工事名 工事場所		さいたま市見沼区深作3丁目地内							
	期間	契約確定の日から令和2年2月28日まで							
概要		延長 258.4m 幅員 6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺 U型側溝 (300×300) 468m 長尺 U型側溝用集水桝 (深 700) 10 箇所 舗装工 表層 (透水性 As (樹脂・消石灰入り)、t=5cm) 1290 ㎡ 上層路盤 (C-30、t=14cm) 142 ㎡ 下層路盤 (RC-40、t=26cm) 142 ㎡ 不陸整正 (C-30、平均 t=3cm) 1150 ㎡							
予定	価格 (税込)	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和元年9月 9日 (月) 午前9時から							
		令和元年9月11日 (水) 午後5時まで							
入札	書提出期間	令和元年9月17日 (火) 午前9時から							
, , , -		令和元年9月18日(水)午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							
	<i>***</i> *********************************	令和元年9月19日(木)午後2時00分							
参	名簿登載業種等	土木工事業 A級							
加	,,,,,	本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(							
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ							
格		ること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は浦和区に、本店を							
	// · /•	有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							
		件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完							
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って							
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす							
		る。							
	2に掲げるもの以	_							
	外に提出を要する								
	書類								
<b>⊐</b> n.	閲覧等の方法及び	電子配布							
設計	開始期日	電子配布   令和元年8月26日(月)から							
図	質問受付期間	令和元年8月26日(月)午前9時から							
書	英国文门 <i>州</i> 国	令和元年8月26日 (月) 午削9時から   令和元年9月 6日 (金) 午後5時まで							
等	質問回答期日	令和元年9月11日 (水)							
保証	金及び支払方法	入札保   免除   契約保   要   前金払   有   部分払   有							
N/V HILL	业人〇人四万四	証金 証金							
その	<b>他</b>	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ							
( ,		る。							
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当							
		・ 本工事は、現場代理人の吊駐義務の核相のりら、兼務を認める対象工事に該当しする。							
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。							
丁事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1							
		さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課							
		電話 048-646-3223							
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号							
ノヘバリ	1→ → H/IV	さいたま巾佣和区吊盤り」日4番4万   さいたま市財政局契約管理部契約課							
		電話 048-829-1180							
		昭川  しょり りょり ままりり							

刧幼	敕珊釆旦	21-4265-56							
型約整理番号 入札方法		31-4365-56							
	<u>ガ伝</u> 形態	一般競争入札(電子) 単体企業							
	· · · · -	早体企業   スマイルロード整備工事(R1市道イワ224号線)							
工事名 工事場所									
		さいたま市岩槻区大字真福寺地内							
	期間	契約確定の日から令和2年1月31日まで							
概要		延長 457.5m 幅員 2.8~5.7m 舗装工 路面切削(切削深さ t=5cm) 2540 ㎡ 切削オーバーレイエ(切削深さ t=7cm、再生粗粒度 As t=7cm) 2520 ㎡ 表層 工(再生密粒度 As t=5cm) 2540 ㎡							
予定	価格 (税込)	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和元年9月 9日 (月) 午前9時から 令和元年9月11日 (水) 午後5時まで							
入札	書提出期間	令和元年9月17日 (火) 午前9時から 令和元年9月18日 (水) 午後5時まで							
開相	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							
12.13   1		令和元年9月19日(木)午後2時10分							
参	名簿登載業種等	舗装工事業 B級							
<i>参</i> 加資格		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	ること。   さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻							
	771年66年77	区)に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以 外に提出を要する 書類								
設	閲覧等の方法及び	電子配布							
計	開始期日	令和元年8月26日(月)から							
図書	質問受付期間	令和元年8月26日(月)午前9時から							
等等		令和元年9月 6日(金)午後5時まで							
	質問回答期日	令和元年9月11日(水)							
保証	金及び支払方法	入札保     免除     契約保     要     前金払     有     部分払     有       証金     証金							
その他		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、消費税率10%として取り扱う。							
工事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1							
		さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
却幼	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号							
<del>大</del> 市)	15二 1 1杯	さいたま市財政局契約管理部契約課							
		電話 048-829-1180							

契約整理番号		31-4365-57						
入札	方法	一般競争入札 (電子)						
参加	形態	単体企業						
工事	名	道路修繕工事(R1一般県道上野さいたま線)						
工事	場所	さいたま市北区櫛引町2丁目地内外						
	期間	契約確定の日から令和元年12月27日まで						
概要		延長 249. 2m 幅員 5.7~6. 4m 舗装工【夜間】 切削オーバーレイエ(切削深さ						
1000		近天 249.2m   幅頁 5.7~6.4m   舗装工【校间】   切削オーハーレイエ(切削保さ   t=12cm、再生粗粒度 As-20、t=7cm) 1780 m²   切削工(切削深さ t=5cm) 42 m²						
		t=12cm、再生租私度 As-20、t=7cm) 1780 m 切削工 (切削保さ t=5cm) 42 m 表層工 (改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5cm) 1820 m 付帯工【夜間】一式 建設副						
		産物処分工【夜間】一式 仮設工【夜間】一式						
予定	価格 (税込)	事後公表						
	制限価格	設定する						
_	申請受付期間	令和元年9月 9日(月)午前9時から						
少加	中间文门旁间	令和元年9月11日(水)午後5時まで						
7 +I	事相 川 冊 間	令和元年9月17日 (水) 午後3時よく						
八化	書提出期間							
日日 十1	о. H = С. Т. и и п. н.	令和元年9月18日(水)午後5時まで						
角化	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
	6 65 3V +1 314 65 65	令和元年9月19日(木)午後2時20分						
参	名簿登載業種等	舗装工事業 B級						
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(						
資 格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ						
710		ること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻						
		区)に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完						
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って						
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす						
		る。						
	2に掲げるもの以							
	外に提出を要する							
	書類							
設	閲覧等の方法及び	電子配布						
計	開始期日	令和元年8月26日(月)から						
図	質問受付期間	令和元年8月26日(月)午前9時から						
書等		令和元年9月 6日(金)午後5時まで						
寺	質問回答期日	令和元年9月11日(水)						
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無						
		証金 証金						
その他		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当						
		する。						
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。						
丁事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1						
	1— — WIX	さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課						
		電話 048-646-3223						
却幼	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
<b>一大</b> 亦り	1二 〓 啄							
		さいたま市財政局契約管理部契約課						
		電話 048-829-1180						

却然	]整理番号	31-4356-91							
入札方法		- 一般競争入札 (電子)							
参加形態		一板 駅							
		単位正果   暮らしの道路整備工事(市道4225号線)							
工事名									
工事場所		さいたま市岩槻区城南5丁目地内外							
	期間	契約確定の日から令和2年2月28日まで							
概要	Ī	延長 97m 幅員 4.0~6.0m 舗装工 下層路盤 423 ㎡ 上層路盤 423 ㎡ 表層 431 ㎡ 排水構造物工 長尺 U 字溝 156m 横断暗渠 13m 集水桝 7 箇所 付帯工 一式							
予定	( ( ) ( ) ( )	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
参加	]申請受付期間	令和元年9月 9日(月)午前9時から							
		令和元年9月11日(水)午後5時まで							
入札	_書提出期間	令和元年9月17日 (火) 午前9時から 令和元年9月18日 (水) 午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							
	200 / 20 T = 1 1 1 1 1	令和元年9月19日(木)午後2時30分							
参	名簿登載業種等	土木工事業 C級							
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(							
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ							
格		ること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻							
	// 压地色刀	区)に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							
		件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。							
	旭	次の(1)及い(2)の委件を個だしていること。   (1) 本公告日において、平成21年度以降、国、地方公共団体等が発注した、							
		情負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ							
		ー た実績があること。							
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「 工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点							
		<ul><li>工事元成候負給未及び工事成績計定給未通知書」が「計定点百訂」が03点</li><li>を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知</li></ul>							
	のは相ばてものい	日を基準とする。							
	2に掲げるもの以								
	外に提出を要する								
	書類	<del></del>							
設	閲覧等の方法及び	電子配布							
計	開始期日	令和元年8月26日(月)から							
図書	質問受付期間	令和元年8月26日(月)午前9時から							
等		令和元年9月 6日(金)午後5時まで							
-	質問回答期日	令和元年9月11日(水)							
保証	E金及び支払方法	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
		証金 証金							
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ							
		る。							
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当							
		する。							
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。							
工事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1							
		さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課							
		電話 048-646-3206							
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号							
		さいたま市財政局契約管理部契約課							
		電話 048-829-1180							

却幼	  整理番号	31-4387-38							
入札方法		- 一般競争入札 (電子)							
参加形態		一板駅							
		単位正乗   鴨川第1排水区下水道工事に伴う舗装工事(北建−R1−505)							
工事名		おいたま市北区日進町1丁目地内外							
工事場所 履行期間									
		契約確定の日から令和元年12月13日まで							
概要		工事箇所 10 箇所 舗装工 表層工 (再生細粒度 As、t=3cm) 90.0 ㎡ (再生 密粒度 As、t=5cm) 1105.0 ㎡ 切削オーバーレイ (切削深 t=5cm、改質Ⅱ型密 粒度 As-20、t=5cm) 147.0 ㎡ 付帯工一式							
予定	(価格(税込)	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和元年9月 9日(月)午前9時から							
		令和元年9月11日 (水) 午後5時まで							
入札	.書提出期間	令和元年9月17日(火)午前9時から							
		令和元年9月18日(水)午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							
		令和元年9月19日(木)午後3時10分							
参	名簿登載業種等	舗装工事業 C級							
加	H 14 311 1997 11 4	本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(							
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ							
格		ること。							
	所在地区分	ること。   さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻							
		区)に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							
	11	件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。							
		(1) 本公告日において、平成21年度以降、国、地方公共団体等が発注した、							
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ							
		た実績があること。							
		(2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「							
		工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点							
		を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知							
		日を基準とする。							
	2に掲げるもの以								
	外に提出を要する								
	書類								
設	閲覧等の方法及び	電子配布							
計	開始期日	令和元年8月26日(月)から							
	質問受付期間	令和元年8月26日(月)午前9時から							
图書	Z142/17/114	令和元年9月 6日(金)午後5時まで							
等	質問回答期日	令和元年9月11日 (水)							
∤₽. 意元	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 無							
不皿	金及い又知力伝								
7. D	, lih	<sup>                                    </sup>							
その	71世	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
		る。							
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当							
		する。							
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。							
工事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1							
		さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課							
		電話 048-646-3262							
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号							
		さいたま市財政局契約管理部契約課							
		電話 048-829-1180							
		1							

契約整理番号31-4468-11入札方法一般競争入札(電子)参加形態単体企業工事名FF-7排水路整備工事(南河R1)工事場所さいたま市緑区大字見沼地内履行期間契約確定の日から令和2年3月13日まで概要延長221m 河川土工一式 水路工 鉄筋コンクリート柵渠204mム12m 暗渠5m 集水桝1基 仮設工一式予定価格(税込)事後公表最低制限価格設定する参加申請受付期間令和元年9月9日(月)午前9時から令和元年9月11日(水)午後5時まで入札書提出期間令和元年9月17日(火)午前9時から令和元年9月18日(水)午後5時まで開札の場所及び日時さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所入札室令和元年9月19日(木)午後3時20分	リ型フ	, リュー							
参加形態単体企業工事名FF-7排水路整備工事(南河R1)工事場所さいたま市緑区大字見沼地内履行期間契約確定の日から令和2年3月13日まで概要延長221m 河川土工一式 水路工 鉄筋コンクリート柵渠204m ム12m 暗渠5m 集水桝1基 仮設工一式予定価格(税込)事後公表最低制限価格設定する参加申請受付期間令和元年9月9日(月)午前9時から令和元年9月11日(水)午後5時まで入札書提出期間令和元年9月17日(火)午前9時から令和元年9月18日(水)午後5時まで開札の場所及び日時さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室	リ型フ	, h = -							
工事名FF-7排水路整備工事(南河R1)工事場所さいたま市緑区大字見沼地内履行期間契約確定の日から令和2年3月13日まで概要延長221m 河川土工一式 水路工 鉄筋コンクリート柵渠204m ム12m 暗渠5m 集水桝1基 仮設工一式予定価格(税込)事後公表最低制限価格設定する参加申請受付期間令和元年9月9日(月)午前9時から令和元年9月11日(水)午後5時まで入札書提出期間令和元年9月17日(火)午前9時から令和元年9月18日(水)午後5時まで開札の場所及び日時さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室	U型フ	· リュー							
工事場所さいたま市緑区大字見沼地内履行期間契約確定の日から令和2年3月13日まで概要延長221m 河川土工一式 水路工 鉄筋コンクリート柵渠204m ム12m 暗渠5m 集水桝1基 仮設工一式予定価格(税込)事後公表最低制限価格設定する参加申請受付期間令和元年9月9日(月)午前9時から令和元年9月11日(水)午後5時まで入札書提出期間令和元年9月17日(火)午前9時から令和元年9月17日(火)午前9時から令和元年9月18日(水)午後5時まで開札の場所及び日時さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所入札室	U型フ	<sup>7</sup> リュー							
履行期間契約確定の日から令和2年3月13日まで概要延長221m 河川土工一式 水路工 鉄筋コンクリート柵渠204m ム12m 暗渠5m 集水桝1基 仮設工一式予定価格(税込)事後公表最低制限価格設定する参加申請受付期間令和元年9月 9日(月)午前9時から 令和元年9月11日(水)午後5時まで入札書提出期間令和元年9月17日(火)午前9時から 令和元年9月18日(水)午後5時まで関札の場所及び日時さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室	U 型フ	/リュー							
概要延長 221m 河川土工一式 水路工 鉄筋コンクリート柵渠 204m ム 12m 暗渠 5m 集水桝 1基 仮設工一式予定価格(税込)事後公表最低制限価格設定する参加申請受付期間令和元年9月 9日 (月) 午前 9時から 令和元年9月11日 (水) 午後 5 時まで入札書提出期間令和元年9月17日 (火) 午前 9時から 令和元年9月18日 (水) 午後 5 時まで開札の場所及び日時さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4番 4 号 さいたま市役所 入札室	U型フ	7リュー							
ム12m 暗渠5m 集水桝1基 仮設工一式予定価格(税込)事後公表最低制限価格設定する参加申請受付期間令和元年9月 9日(月)午前9時から 令和元年9月11日(水)午後5時まで入札書提出期間令和元年9月17日(火)午前9時から 令和元年9月18日(水)午後5時まで開札の場所及び日時さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室	U 型フ 	プリュー							
予定価格(税込)事後公表最低制限価格設定する参加申請受付期間令和元年9月 9日 (月) 午前9時から 令和元年9月11日 (水) 午後5時まで入札書提出期間令和元年9月17日 (火) 午前9時から 令和元年9月18日 (水) 午後5時まで開札の場所及び日時さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室									
最低制限価格設定する参加申請受付期間令和元年9月 9日 (月) 午前9時から 令和元年9月11日 (水) 午後5時まで入札書提出期間令和元年9月17日 (火) 午前9時から 令和元年9月18日 (水) 午後5時まで開札の場所及び日時さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室									
参加申請受付期間令和元年9月 9日 (月) 午前9時から 令和元年9月11日 (水) 午後5時まで入札書提出期間令和元年9月17日 (火) 午前9時から 令和元年9月18日 (水) 午後5時まで開札の場所及び日時さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室									
令和元年9月11日(水)午後5時まで入札書提出期間令和元年9月17日(火)午前9時から 令和元年9月18日(水)午後5時まで関札の場所及び日時さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室		B1/2 / G							
入札書提出期間令和元年9月17日(火)午前9時から 令和元年9月18日(水)午後5時まで開札の場所及び日時さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室		令和元年9月 9日(月)午前9時から							
令和元年9月18日(水)午後5時まで開札の場所及び日時さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号さいたま市役所入札室	令和元年9月11日(水)午後5時まで								
開札の場所及び日時 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室									
会和元年 0 日 1 0 日 (大) 左然 9 時 9 0 公									
市作几十岁月1岁日(小)十後3時20万									
参 名簿登載業種等 土木工事業 B級									
加   本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参	加資格	者名簿(							
資   以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登録	載され	た者であ							
格ること。									
所在地区分 さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、	、南区	及び緑区							
)に、本店を有していること。									
本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地に	が上記	に示す要							
件を満たすこと。									
施工実績等   本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知	知した	「工事完							
成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が 6									
いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知	日を基	準とす							
る。									
2に掲げるもの以   -									
外に提出を要する									
書類									
設 閲覧等の方法及び 電子配布									
計 開始期日 令和元年8月26日(月)から									
図 質問受付期間 令和元年8月26日(月)午前9時から 会和元年9月 6日(金)午終5時まで									
第   144九十3万 0日(並)   後がまて									
質問回答期日 令和元年9月11日(水)		1							
	分払	有							
証金 証金									
その他   ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の	対象案	件であ							
	る。								
・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める	対象工	事に該当							
する。									
・本工事は、消費税率10%として取り扱う。									
工事担当課 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号									
さいたま市建設局南部建設事務所河川整備課									
電話 048-840-6231									
契約担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	さいたま市財政局契約管理部契約課								

25 4/1	<b>数</b> 田 巫 日	91 4494 17							
契約整理番号 入札方法		31-4484-17							
参加形態		一般競争入札(電子)							
		単体企業 原川第40加理公区下水道工事(南東一R1-2005)							
工事名		鴨川第40処理分区下水道工事(南再-R1-3005)							
工事場所		さいたま市中央区鈴谷1丁目地内							
履行期間		契約確定の日から令和2年2月28日まで							
概要		延長 91.8m 管きょ工 管きょ布設替工 (φ250 mm) 37.0m (φ400 m	m)						
		54.8m 取付管工一式 付帯工一式							
予定	価格(税込)	18,645,000円							
最低	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和元年9月 9日 (月) 午前9時から							
		令和元年9月11日(水)午後5時まで							
入札	書提出期間	令和元年9月17日 (火) 午前9時から							
		令和元年9月18日 (水) 午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							
		令和元年9月19日(木)午後3時30分							
参	名簿登載業種等	土木工事業 C級							
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格を	 者名簿(						
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載される。							
格		ること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区)	 及び緑区						
	7711212127	)に、本店を有していること。	X 0 //// L						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記し	 に示す要						
		件を満たすこと。	-/1//						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。							
	旭工大順寸	(1) 本公告日において、平成21年度以降、国、地方公共団体等が発	注した						
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として							
		た実績があること。	/L/9X C C						
		に美額がめること。  (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「							
		(2) 本印発任のエイエ争について、本公吉日以前3箇月において、通知した「   工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点							
		工事元成候負相未及び工事成績計定相未通知書」の「計定点百計」が03点   を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知							
		を下回っていないこと。なわ、頬側の鼻だにヨたりでは、ヨ該通知書の通知   日を基準とする。							
•	2に掲げるもの以	_							
	外に提出を要する								
	外に提出を要する <sub>津粨</sub>								
	書類	愈之而 <i>右</i>							
設型	書類 閲覧等の方法及び								
計	書類 閲覧等の方法及び 開始期日	令和元年8月26日(月)から							
計図書	書類 閲覧等の方法及び	令和元年8月26日(月)から 令和元年8月26日(月)午前9時から							
	書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	令和元年8月26日(月)から 令和元年8月26日(月)午前9時から 令和元年9月 6日(金)午後5時まで							
計図書等	書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	令和元年8月26日(月)から 令和元年8月26日(月)午前9時から 令和元年9月 6日(金)午後5時まで 令和元年9月11日(水)							
計図書等	書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	令和元年8月26日(月)から         令和元年8月26日(月)午前9時から         令和元年9月6日(金)午後5時まで         令和元年9月11日(水)         入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払	有						
計図書等保証	書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和元年8月26日(月)から         令和元年8月26日(月)午前9時から         令和元年9月6日(金)午後5時まで         令和元年9月11日(水)         入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 証金							
計図書等	書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和元年8月26日(月)から         令和元年8月26日(月)午前9時から         令和元年9月6日(金)午後5時まで         令和元年9月11日(水)         入札保免除契約保要前金払有部分払証金         ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案							
計図書等保証	書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和元年8月26日 (月) から 令和元年8月26日 (月) 午前9時から 令和元年9月 6日 (金) 午後5時まで 令和元年9月11日 (水) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案何る。	件であ						
計図書等保証	書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和元年8月26日(月)から         令和元年8月26日(月)午前9時から         令和元年9月6日(金)午後5時まで         令和元年9月11日(水)         入札保免除契約保要前金払有部分払         正金         ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案付る。         ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工具	件であ						
計図書等保証	書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和元年8月26日 (月) から 令和元年8月26日 (月) 午前9時から 令和元年9月 6日 (金) 午後5時まで 令和元年9月11日 (水) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 証金	件であ						
計図書等保証	書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和元年8月26日(月)から         令和元年8月26日(月)午前9時から         令和元年9月6日(金)午後5時まで         令和元年9月11日(水)         入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 証金         ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案付る。         ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事する。         ・本工事は、消費税率10%として取り扱う。	件であ						
計図書等保証	書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和元年8月26日(月)から 令和元年8月26日(月)午前9時から 令和元年9月6日(金)午後5時まで 令和元年9月11日(水) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 証金 前金払 有 部分払 正金 が本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案付る。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事する。 ・本工事は、消費税率10%として取り扱う。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号	件であ						
計図書等保証	書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和元年8月26日(月)から 令和元年8月26日(月)午前9時から 令和元年9月6日(金)午後5時まで 令和元年9月11日(水) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 証金 が本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案何る。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事する。 ・本工事は、消費税率10%として取り扱う。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課	件であ						
計図書等保証その工事	書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和元年8月26日 (月) から 令和元年8月26日 (月) 午前9時から 令和元年9月 6日 (金) 午後5時まで 令和元年9月11日 (水) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案何る。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事する。 ・本工事は、消費税率10%として取り扱う。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課 電話 048-840-6255	件であ						
計図書等保証その工事	書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	令和元年8月26日 (月) から 令和元年8月26日 (月) 午前9時から 令和元年9月 6日 (金) 午後5時まで 令和元年9月11日 (水) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案付る。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事する。 ・本工事は、消費税率10%として取り扱う。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課 電話 048-840-6255 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	件であ						
計図書等保証その工事	書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 他	令和元年8月26日 (月) から 令和元年8月26日 (月) 午前9時から 令和元年9月 6日 (金) 午後5時まで 令和元年9月11日 (水) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案何る。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事する。 ・本工事は、消費税率10%として取り扱う。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課 電話 048-840-6255	件であ						

刧삸	整理番号	31-4465-19						
入札方法								
参加形態		一般競争入札(電子)						
		単体企業 ファイルコード軟件工事 (D1 主亜地大学さいなままま物) スのの						
工事	•	スマイルロード整備工事 (R1主要地方道さいたま幸手線) その2						
工事場所		さいたま市浦和区領家5丁目地内外						
	期間	契約確定の日から令和2年2月28日まで						
概要		延長 403.6m 幅員 6.0m 舗装工一式 舗装打換え工一式 路床盛土(再生クラッシャーラン RC-40、t=50cm) 460 ㎡ 上層路盤 (瀝青安定処理、t=30cm) 917 ㎡ (瀝青安定処理、t=8cm) 126 ㎡ 基層(再生粗粒度 As-20、t=7cm) 1040 ㎡ 表層(ポーラス As-13、t=5cm) 1040 ㎡ 舗装版撤去工一式 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式						
	価格 (税込)	事後公表						
最低	制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和元年9月 9日(月)午前9時から 令和元年9月11日(水)午後5時まで						
ス お	書提出期間	令和元年9月17日 (火) 午前9時から						
/ \1	H 1/C H /// IN	令和元年9月18日 (水) 午後5時まで						
盟却	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
1711-1		令和元年9月19日(木)午後3時40分						
-	名簿登載業種等	舗装工事業 A級						
参加	1 伊立教术性寸	本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(						
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ						
格		ること。						
	 所在地区分	ること。   さいたま市内に、本店を有していること。						
	別任地区分	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
	+c -c	件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完						
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って						
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす						
	- 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	న్.						
	2に掲げるもの以	_						
	外に提出を要する							
	書類							
設	閲覧等の方法及び							
計	開始期日	令和元年8月26日(月)から						
図書	質問受付期間	令和元年8月26日(月)午前9時から						
等		令和元年9月 6日(金)午後5時まで						
-11	質問回答期日	令和元年9月11日(水)						
保証	金及び支払方法	○ 八 札 保   免除     ○ 契 約 保   要     ○ 前金払   有     ○ 部分払   有						
		証金     証金						
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ						
		る。						
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。						
工事	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号						
		さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課						
		電話 048-840-6224						
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
J > \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1— — H/I	さいたま市財政局契約管理部契約課						
		電話 048-829-1180						
<u> </u>		世出   ママリ   リクリ   1.1.0.0						

却針	]整理番号	31-4356-92							
入札方法		- 一名 3 3 6 - 9 2 - 一般競争入札 (電子)							
参加形態		一板 駅							
_		早停定果   岩266外1橋補修工事							
工事									
工事場所		さいたま市岩槻区大字野孫地内							
	期間	契約確定の日から令和2年3月13日まで							
概要	Ī	岩 266 延長 2.7m 幅員 7.5m 撤去エー式 橋面防水工 19 ㎡ 舗装打替え工 19 ㎡ 断面修復工 1 橋 岩 268 延長 3.1m 幅員 4.0m 上部エー式 下部エー式 撤去エー式 構造物復旧エー式							
予定	(	13,013,000円							
最低	制限価格	設定する							
参加	1申請受付期間	令和元年9月 9日(月)午前9時から							
		令和元年9月11日(水)午後5時まで							
入札	_書提出期間	令和元年9月17日 (火) 午前9時から 令和元年9月18日 (水) 午後5時まで							
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							
	,.	令和元年9月19日(木)午後3時50分							
参	名簿登載業種等	土木工事業 C級							
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(							
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ							
格		ること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻							
	//11年20日//	区)に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							
		件を満たすこと。							
	施工実績等								
	旭	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成21年度以降、国、地方公共団体等が発注した、							
		情負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ							
		ー た実績があること。							
		た天楓がめること。   (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「							
		(2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「二二年事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点							
		を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知							
		日を基準とする。							
	りに担ばてものい	日を密中とする。							
	2に掲げるもの以								
	外に提出を要する								
	書類	<del></del>							
設	閲覧等の方法及び	電子配布							
計	開始期日	令和元年8月26日(月)から							
図書	質問受付期間	令和元年8月26日(月)午前9時から							
等		令和元年9月 6日(金)午後5時まで							
質問回答期日		令和元年9月11日(水)							
保証	E金及び支払方法	○ 八 札 保 │ 免除     ○ 契 約 保 │ 要     ○ 前金払 │ 有     ○ 部分払 │ 有							
		証金 証金							
その	)他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ							
		る。							
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当							
		する。							
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。							
工事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1							
		さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課							
		電話 048-646-3205							
契約		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号							
> 1.4</td <td></td> <td>さいたま市財政局契約管理部契約課</td>		さいたま市財政局契約管理部契約課							
		電話 048-829-1180							
		1.000							

却紛	整理番号	31-4356-93					
入札方法		- 一般競争入札 (電子)					
	形態	単体企業					
工事		自転車通行環境整備工事(市道30183号線外2路線)					
工事場所		日松平畑行塚児笠備工事(印度301835kk/72 路線) さいたま市北区日進町2丁目地内外					
工事場所 履行期間							
		契約確定の日から令和2年1月31日まで					
概要	•	延長 1434m 区画線設置(実線 45cm) 3m 区画線消去 622m 溶融噴射式カラー 塗装工 (矢羽根) 18 箇所 (矢羽根 白線あり) 289 箇所 溶融式路面表示シ ート設置工 (路面表示シート A) 52 箇所 (路面表示シート B) 19 箇所 仮設 工一式					
予定	(価格 (税込)	事後公表					
最低	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和元年9月 9日 (月) 午前9時から 令和元年9月11日 (水) 午後5時まで					
入札	.書提出期間	令和元年9月17日 (火) 午前9時から 令和元年9月18日 (水) 午後5時まで					
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和元年9月19日(木)午後4時00分					
参	名簿登載業種等	塗装工事業					
加資		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿( 以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種で登載された者であること。					
格	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。					
	施工実績等	本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。					
	2に掲げるもの以	_					
	外に提出を要する						
設	閲覧等の方法及び	電子配布					
計	開始期日	令和元年8月26日(月)から					
図	質問受付期間	令和元年8月26日(月)午前9時から					
書等		令和元年9月 6日(金)午後5時まで					
<del>1</del>	質問回答期日	令和元年9月11日(水)					
保証	金及び支払方法	入札保     免除     契約保     要     前金払     有     部分払     有       証金     証金     前金払     有					
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ					
		る。					
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当					
		する。					
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。					
工事	:担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1					
		さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課					
		電話 048-646-3207					
契約		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号					
) \ \n'		さいたま市財政局契約管理部契約課					
		電話 048-829-1180					
		<b>世出 010 020 1100</b>					

却約	整理番号	3.1 - 4.3	5 9 - 7	,					
入札方法		31-4359-7							
参加形態		一般競争入札(電子) 単体企業							
			い始また	3 T I D M 1 E	p 始 去 译 层		- <b>本</b> / D 1	\	
工事名		岩槻中央通り線市宿工区外1路線交通信号地中化工事(R1)							
工事場所		さいたま市岩槻区本町1丁目地内外 契約確定の日から令和2年1月31日まで							
履行							N/ <del></del>	a 11 1 1	I / T o o
概要		道路付属物設置工 地中管内配線 仕上外径 30mm 以下 1228.2m 仕上外径 20mm 以下 15.2m 仕上外径 15mm 以下 946.7m 道路付属物撤去工 既設信号柱撤去 11本 架空線撤去 1260.1m 制御機・情報送信機 4 基 車両用灯器 (両面)5 灯 (両面以外)1 灯 歩行者灯器 12 灯							
予定	価格(税込)	22,165,000円							
最低	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和元年9	月 9日	1(月)午前	前9時から				
		令和元年9月 9日(月)午前9時から 令和元年9月11日(水)午後5時まで							
入札	書提出期間	令和元年9							
		令和元年 9							
開札	の場所及び日時			盤6丁目			方役所 入	札室	
		令和元年9	月19日	1 (木) 午1	後4時30	分			
参	名簿登載業種等	電気工事業							
加		本公告日に	おいて、	平成31	<ul><li>32年度</li></ul>	のさいたま	ま 市競争入	札参加資格	者名簿(
資								で登載され	
格		ること。							
	所在地区分	_							
	施工実績等	次の(1)及	(ド(9)の更	がなった。	1 ている >	١ ا			
	2 に掲げるもの以 外に提出を要する	新設又( (2) 本市 工事完) を下回	は移設工 発注の電 成検査結	事を元請と 気工事につ 果及び工事 いこと。な	して完成さいて、本2 成績評定	させた実績 公告日以前 店果通知書	があること 3箇月にお 」の「評算	経注した、 と。 おいて、通知 を点合計」を 当該通知事	知した「 が 6 5 点
	書類								
	閲覧等の方法及び	電子配布							
設計	開始期日	電丁配和   令和元年 8	日26日	1 (日) かい	à				
計図	質問受付期間	令和元年8							
書	東四人口別則	令和元年 9	/,	. (/4/ 11	110 110 2				
等	質問回答期日	令和元年9			久り町より				
促紅	<ul><li>・ 員同回合別日</li><li>金及び支払方法</li></ul>	入札保		契約保	要	前金払	有	部分払	有
小皿	业及 U. 久加力 伍	証金	クロヤホ	三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	女	川立14	H	DD 77 174	H
その	枡		・「さい		<u> </u> 	l ップアッ <sup>-</sup>	<u>l</u> パ試行工車	 □ の対象案	<u> </u>   仕であ
C V)	je	る。	·	により週刊	P 4 H // /	77177	1111111111111111111111111111111111111	」ッパ豚禾	.11 \ \(\alpha\)
		©。   ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当							
		・ 本工争は、現場代理人の吊駐義務の核相のりら、兼務を認める対象工争に該当しする。							
			、消費稅	色率10%。	として取り	扱う。			
工.事	担当課			敷町1丁					
<b>—</b> ,-				公部建設事					
		電話 04							
契約	担当課			常盤6丁目					
ノヘハ・オ									
		さいたま市財政局契約管理部契約課         電話 048-829-1180							
			0 0 2		J				

契約	整理番号	31-4456-41						
入札方法		一般競争入札(電子)						
参加形態		単体企業						
工事		自転車通行環境整備工事(一般国道463号)						
工事場所		さいたま市桜区大字上大久保地内外						
	期間	契約確定の日から令和2年2月28日まで						
概要		延長 1783m 溶融区画線工 実線・白 (W=15cm) 3030m 実線・黄 (W=15cm)						
	価格(税込)	世長 1783m 溶融区画線工 実線・日 (W=15cm) 3030m 実線・寅 (W=15cm) 1585m 矢印・文字・記号 (白 W=15cm換算) 1005m (黄 W=15cm換算) 93m 実線 (W=45cm) 150m 破線 (W=15cm) 130m (W=30cm) 86m 区画線消去エウォータージェット式・削取式 9674m 路面表示工 矢羽根 311 箇所 ピクトグラム 86 枚 樹脂系すべり止め舗装 686 ㎡ 道路付属物工 車道分離標移設 (ポストコーン) 16 本 集水桝蓋交換 76 枚 街渠エプロン補修 20 ㎡						
	制限価格	事後公表       設定する						
	申請受付期間	令和元年9月 9日(月)午前9時から						
-1 LI	- <del>1</del> -4	令和元年9月11日(水)午後5時まで						
人和	書提出期間	令和元年9月18日(水)午前9時から						
1.1	~ II T 7 2 N D III	令和元年9月19日(木)午後5時まで						
開和	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
	12 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1	令和元年9月20日(金)午後1時30分						
参	名簿登載業種等	塗装工事業						
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(						
資 格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種で登載された者であること。						
110	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完						
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って						
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす						
		る。						
	2に掲げるもの以	_						
	外に提出を要する							
	書類							
設	閲覧等の方法及び	電子配布						
計	開始期日	令和元年8月26日(月)から						
図	質問受付期間	令和元年8月26日(月)午前9時から						
書等		令和元年9月 6日(金)午後5時まで						
,,	質問回答期日	令和元年9月11日(水)						
保証	金及び支払方法	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						
		証金 証金						
その他		・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ						
		る。						
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。						
工事	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号						
		さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課						
		電話 048-840-6206						
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
		さいたま市財政局契約管理部契約課						
		電話 048-829-1180						
		<u>.</u>						

## さいたま市告示第602号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事(R1市道12391号線)」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和元年8月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建

設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

- コ アからケまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
- ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
- イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
- ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
- ク 構成員は、それぞれ(1) 才に定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

## 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、 監理技術者講習修了証の写し
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)
  - オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写

L

- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載の社会保険等の加入状 況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用 保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
  - イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
  - ウ 委任状(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
  - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
  - (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
  - (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
  - (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
  - (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
    - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
    - イ 一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を 行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。 また、その後開札される他の工事について、(1)における落札候補者の入札を無効とした場合 の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者としない場合の新たな落札候補者と

なることはできない。

- ウ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落 札候補者を落札者としない場合の新たな落札候補者となった者が、他の工事の落札候補者であ る場合は、当該工事の入札を無効とし、辞退したものとして取扱う。
- エ (1)における落札候補者の入札を無効とした場合の新たな落札候補者及び(4)における落札候補者を落札者としない場合の新たな落札候補者となった者が、その後開札される他の工事の落札候補者でない場合は、当該他の工事の入札を有効として取扱う。

## 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事 ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

# 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

#### 6 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の1

0分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同 企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領の定めるところによる。

# 別表

対象工事	ア スマイルロード整備工事(R1市道12391号線)
	イ スマイルロード整備工事(R1市道10810号線)
	ウ スマイルロード整備工事(R1市道11113号線)
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。
	・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

主刀 公	敷理釆旦	21-4265-59
契約整理番号 入札方法		31-4365-58 一般競争入札(電子)
参加形態		単体企業 (2.1 本学 1.0 0.0 1.日始)
工事名		スマイルロード整備工事(R1市道12391号線)
	場所	さいたま市見沼区東大宮7丁目地内
履行期間		契約確定の日から令和2年2月7日まで
概要		延長 154.0m 幅員 6.0m 道路士工一式 排水構造物工 長尺 U型側溝 (300×300) 300m ボックス暗渠 (300×240) 4m 角形集水桝 (深 550) 2 箇所 舗装工表層 (透水性 As (樹脂・消石灰入り)、t=5cm) 736 ㎡ 上層路盤 (C-30、t=14cm) 93 ㎡ 下層路盤 (RC-40、t=26cm) 93 ㎡ 不陸整正 (C-30、平均 t=3cm) 640 ㎡
予定	価格 (税込)	事後公表
最低	制限価格	設定する
	申請受付期間	令和元年9月 9日(月)午前9時から
> VE 1 HI Y 11 231H1		令和元年9月11日(水)午後5時まで
入札書提出期間		令和元年9月17日 (火) 午前9時から
		令和元年9月18日(水)午後5時まで
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和元年9月19日(木)午後2時40分
4	名簿登載業種等	土木工事業 B級
参 加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ
格		ること。
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻
	// L-6 L-7	区)に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完
	心 上天順 寸	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
	2に掲げるもの以	る。
	外に提出を要する	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
計	開始期日	令和元年8月26日(月)から
図	質問受付期間	令和元年8月26日(月)午前9時から
書等		令和元年9月 6日(金)午後5時まで
4	質問回答期日	令和元年9月11日(水)
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有
		証金 証金
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ
		る。
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当
		する。
		・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。
工事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
		さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課
		電話 048-646-3223
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
		さいたま市財政局契約管理部契約課
		電話 048-829-1180

<b></b>	」整理番号	31-4365-62
入札方法		して 4000 02     一般競争入札 (電子)
参加形態		単体企業
工事名		スマイルロード整備工事 (R 1 市道 1 0 8 1 0 号線)
		さいたま市北区吉野町2丁目地内
	·朔間	契約確定の日から令和2年1月31日まで
概要		延長 142.4m   幅員 6.0m   道路土工一式   排水構造物工   長尺 U 字側溝 (300×
州女	•	300) 277m 塩ビ管 (VU φ 250) 6m 集水桝工 長尺 U 形側溝用集水桝 (深 700)
		12 箇所 舗装工 表層 (透水性 As (樹脂・消石灰入り)、t=5cm) 718 ㎡ 上
		層路盤 (C-30、t=14cm) 85 m² 下層路盤 (RC-40、t=26cm) 85 m²
予定価格(税込)		事後公表
最低制限価格		設定する
	1申請受付期間	令和元年9月 9日 (月) 午前9時から
グルT明又口が旧		令和元年9月11日 (水) 午後5時まで
入札書提出期間		令和元年9月17日 (火) 午前9時から
		令和元年9月18日 (水) 午後5時まで
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室
		令和元年9月19日(木)午後2時50分
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級
		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(
		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ
		ること。
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻
		区)に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要
		件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす
		る。
	2に掲げるもの以	_
	外に提出を要する	
	書類	
設	閲覧等の方法及び	電子配布
計	開始期日	令和元年8月26日(月)から
図 書	質問受付期間	令和元年8月26日(月)午前9時から
等		令和元年9月 6日(金)午後5時まで
	質問回答期日	令和元年9月11日(水)
保証	E金及び支払方法	○     ○<
		証金 証金
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当
		する。
		・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事 アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する
		プロ合作医価値が入よりないとさな、本件人作に関する例れて延期又は中止する   場合がある。
		- 場口がある。 - ・本工事は、消費税率10%として取り扱う。
工事担当課契約担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1
		さいたま市外省区日   放明 1 月 1 1 2 4 番地 1   さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課
		電話 048-646-3223
		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
		さいたま市財政局契約管理部契約課
		電話 048-829-1180
		1.000

恝約	整理番号	3 1 - 4 3 6 5 - 6 3				
		一般競争入札 (電子)				
入札万法		単体企業				
一		スマイルロード整備工事(R1市道11113号線)				
		さいたま市見沼区東大宮5丁目地内				
工事場所 履行期間						
		契約確定の日から令和2年2月28日まで				
概要		延長 119.6m 幅員 6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺 U 字側溝 (300×300) 208m 塩化ビニル管 (φ250mm) 30m 集水桝工 角型集水桝 (深550) 2 箇				
		所 舗装工 下層路盤 (RC-40、t=26cm) 63 m² 上層路盤 (C-30、t=14cm) 63				
<b>→</b> , →	· /元 +42	m <sup>2</sup> 表層(透水性 As (樹脂・消石灰入り)、t=5cm) 598 m <sup>2</sup>				
	価格(税込)	15,741,000円				
	制限価格	設定する				
<b>参</b> 加	申請受付期間	令和元年9月 9日(月)午前9時から				
-1 -L-1	- <del>1</del> -4	令和元年9月11日(水)午後5時まで				
入札書提出期間 開札の場所及び日時		令和元年9月17日(火)午前9時から				
		令和元年9月18日(水)午後5時まで				
		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室				
	名簿登載業種等	令和元年9月19日(木)午後3時00分				
参	1	土木工事業 B級 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(				
加 資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ				
格		以下「真俗有石傳」という。)に、上記に小り未僅及い寺板で登載された有でめること。				
	 所在地区分	ること。 さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻				
	加拉地区为	区)に、本店を有していること。				
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要				
		件を満たすこと。				
	 施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完				
	旭工大順守	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って				
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす				
		る。				
	2に掲げるもの以	_				
	外に提出を要する					
	書類					
⇒л	閲覧等の方法及び	電子配布				
設計	開始期日	令和元年8月26日(月)から				
図	質問受付期間	令和元年8月26日(月)午前9時から				
書等	211 12 11 17 11 1	令和元年9月 6日(金)午後5時まで				
等	質問回答期日	令和元年9月11日(水)				
保証	金及び支払方法	入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有				
		証金 証金				
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件であ				
		る。				
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当				
		する。				
		・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事				
		ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中				
		止する場合がある。				
		・本工事は、消費税率10%として取り扱う。				
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1				
	·担当課					
ユヂ	担当課	さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課				
上ず	担当課					
	担当課担当課	さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号				
		さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223				

### さいたま市告示第603号

さいたま市の発注する「R1電線共同溝詳細設計業務(産業道路原山2工区外)」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和元年8月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設 省告示第717号。以下「登録規程」という。)の登録部門を定めている場合は、本公告日に おいて、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。
  - ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団 排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けてい ないこと。
  - オ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - カ 管理技術者及び照査技術者 (照査技術者にあっては、設計図書等に定めのある場合に限る。
    - )を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。
  - キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者を その構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
  - イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

## 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の108分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の108分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以下「契約課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録 規程に基づき登録されていることを証する書類の写し
  - ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し
  - エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」の業務カルテ(業務概要の記載されているもの)の写し
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書
  - イ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)
  - ウ 委任状(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱様式第4号)
- 3 落札者の決定
  - (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行

った者)を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等 請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契 約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法 に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合 は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者 以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。
- 4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は業務 ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル. pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によって は書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 6 契約金の支払方法
  - (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

#### 7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

#### 8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市 建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱及び さいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。
- (9) 平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に契約を締結し、同年10月1日以降 に引き渡しを行う業務については、同告示中「108分の100」とあるのを「110分の10 0」と読み替える。

契約整理番号     31-4459-11       入札方法     一般競争入札(電子)       参加形態     単体企業       工事名     R1電線共同溝詳細設計業務(産業道路原山2工区外)       工事場所     さいたま市緑区原山1丁目地内外       履行期間     契約確定の日から令和2年3月23日まで       概要     電線共同溝詳細設計(産業道路原山2工区)1箇所       予定価格(税込)     15,697,000円       最低制限価格     設定する	司溝詳細設計 [修	
参加形態単体企業工事名R1電線共同溝詳細設計業務(産業道路原山2工区外)工事場所さいたま市緑区原山1丁目地内外履行期間契約確定の日から令和2年3月23日まで概要電線共同溝詳細設計(産業道路原山2工区)1箇所予定価格(税込)15,697,000円	司溝詳細設計 [修	
工事名R1電線共同溝詳細設計業務(産業道路原山2工区外)工事場所さいたま市緑区原山1丁目地内外履行期間契約確定の日から令和2年3月23日まで概要電線共同溝詳細設計(産業道路原山2工区)1箇所 電線共同 正](産業道路原山工区)1箇所予定価格(税込)15,697,000円	司溝詳細設計 [修	
工事場所さいたま市緑区原山1丁目地内外履行期間契約確定の日から令和2年3月23日まで概要電線共同溝詳細設計(産業道路原山2工区)1箇所正](産業道路原山工区)1箇所予定価格(税込)15,697,000円	司溝詳細設計 [修	
履行期間契約確定の日から令和2年3月23日まで概要電線共同溝詳細設計(産業道路原山2工区)1箇所電線共同正](産業道路原山工区)1箇所予定価格(税込)15,697,000円	司溝詳細設計 [修	
概要     電線共同溝詳細設計 (産業道路原山2工区)1箇所 電線共同       正] (産業道路原山工区)1箇所       予定価格(税込)     15,697,000円	司溝詳細設計 [修	
正] (産業道路原山工区) 1 箇所 予定価格(税込) 15,697,000円		
長所制限価枚 設定する		
秋度神楽画作   秋たりる		
参加申請受付期間 令和元年9月 9日(月)午前9時から		
令和元年9月11日(水)午後5時まで		
入札書提出期間 令和元年9月17日 (火) 午前9時から		
令和元年9月18日(水)午後5時まで		
開札の場所及び日時 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入村	<b></b>	
令和元年9月19日(木)午後1時40分		
参   名簿登載業種等   建設コンサルタント/道路		
加   本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入村		
資 以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業務で登載され 格	れた者であること。	
	to the same and the same	
本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所有	生地が上記の要件を	
満たすこと。	¥ 84 ±8 88	
登録部門 本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「デ	直路部門」の登録か	
あること。	2. 2	
業務実績等 平成21年度以降、電線共同溝設計業務を元請として完成され		
(共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上の	かものに限る。)。	
2に掲げるもの以 -		
外に提出を要する		
書類		
設し関節等の方法及び「電子配布」		
計 開始期日 令和元年8月26日(月)から 図 質問受付期間 会和元年8月26日(月)午前9時から		
	令和元年8月26日(月)午前9時から	
等 質問回答期日 令和元年9月11日(水)		
その他     ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合	旦今については 当	
提出すること。		
・本業務は、消費税率10%として取り扱う。		
工事担当課 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号		
さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課		
電話 048-840-6209		
契約担当課 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号		
さいたま市財政局契約管理部契約課		
電話 048-829-1180		